

區別	大線路	小線路	計
硬鐵線 銅線 鐵線 雙線	四、五三 三、九二 二、五三 二、五八	一、四七 一、〇八 〇、七二 一、四八	四、六三 一、六〇 三、〇五 二、〇六

二、市外電信電話回線

昭和十七年三月末現在

局數	區別		計
	公共電報局	電報取投郵電局	
五	集配局	無集配局	三
三	電報取投所	警備用無線通信所	四九
一〇	交換及通話	電話取投郵電局	四〇
三	計	放送局	三

一、電信電話取投局所

昭和十七年三月末現在

② 蒙疆電氣通信

區別	金額	區別		金額
		市內	市外	
公共發	三、四九	指 定 料	一、三〇九	一、三〇九
市發	二、〇八	取消料	四、四八	四、四八
市發	三、八九	其他	四、〇〇	四、〇〇
市發	四、七三	合計	二、六五	二、六五

3. 放送無線電話

一、聽取無線電話施設狀況

昭和十七年六月末現在

區別	聽取者數	計	放送局
日本人	二二,三〇八	四七,一六七	八
滿人	三五,〇七七		
外國人	五,〇三三		

二、放送無線電話收入狀況

(自昭和十六年七月至昭和十七年六月)

區別	金額	計
聽取料	五,〇三〇,六五五・〇〇	二六,七五二,〇〇〇
受信機販賣代	六,三三二,五五五・〇〇	一一,九三三,五三三・〇〇
廣告料	八,三三三・〇〇	
部分品	四八四,四六六・〇〇	
作業工費代	二六,七五二,〇〇	
計	一一,九三三,五三三・〇〇	

口、電信系別發信有料電報通數及料金

計	昭和十六年												合計	料金收入	
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月			
計	有料												合計	料金收入	
	二七、二〇四	二七、九三三	二五、九五六	二五、六三〇	三三、一五五	三三、四七三	三三、一四七	三三、一四七	二二、三六二	二四、五五五	一九、九〇〇	二四、八六九			二八、四三三
計	無料												合計	料金收入	
	三、九六九	四、三三三	三、七七八	四、三三〇	三、八八六	三、八八六	三、八八六	三、八八六	四、四四四	四、四四四	四、八五八	三、八三三			三、八三三
計	有替												合計	料金收入	
	四、九六九	五、〇九七	五、〇五二	五、〇五二	四、六七三	四、六七三	四、六七三	四、六七三	四、四四四	四、四四四	四、八五八	四、八三三			四、八三三
計	無替												合計	料金收入	
	四、四一七	四、四三三	四、〇八〇	四、二二六	四、〇四七	四、〇四七	四、〇四七	四、〇四七	四、二二五	四、二二五	三、五三二	三、五三二			三、五三二
計	中繼信												合計	料金收入	
	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六	四、三三六			四、三三六
計	合計												合計	料金收入	
	一一、〇九二	一一、〇九二	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六	一〇、〇〇六			一〇、〇〇六
計	合計												合計	料金收入	
	二一、〇九二	二一、〇九二	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六	二〇、〇〇六			二〇、〇〇六

昭和十六年十一月分

三、電氣通信従事員

昭和十七三月末現在

官職別	人種	總局						現業局								
		電信	電話	計	電信	電話	計	電信	電話	計	電信	電話	計			
事務官	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屬官	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通信員	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
話務員	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備務人員	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	現地系	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

四、電話加入狀況

加入者數	區別	業務用				警備用		其他		合計
		有	無	替	無	有	無	有	無	
三、三三	業務用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	警備用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 總局の部 前年度は關係各科の職員全部記入せるも本年度は電氣通信従事員のみ記入せるに付少數となる

區別	通比		料比	
	率	數	率	金
蒙疆	七、四九〇	一〇、九六二・四一	二、四	
日本	五、九七七	一八、七二六	四、二	
滿洲	一、五七七	三、一〇一・九七	〇・七	
華北	六、一八九	一〇、九七五	二、四	
其他	三、二九	一、六七一・一〇	〇・四	
計	二二、二九二	四七、七九七・七二	一〇・〇	

(備考) 爲替電報を含まず

六、電話利用狀況

イ、月別市外通話度數

月別	發信		受信		中繼信	合計
	有料	無料	有料	無料		
昭和十六年四月	三、六三	四、七六	三、六六	三、〇六五	三、七六	一三、二九
五月	三、四一	四、六〇〇	三、六六	三、〇六五	三、七六	一三、二九
六月	三、二一	三、五四七	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
七月	三、六〇八	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
八月	三、四七	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
九月	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
十月	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
十一月	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
十二月	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
昭和十七年一月	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九
計	三、八五	四、三三三	三、二一	三、〇六五	三、七六	一三、二九

七、電話收入狀況

月別	市外		市内		其他		合計
	通話料	使用料	加入料及架設料	移轉料	電話料	電話料時	
昭和十六年四月	五、四三	一三、七六	一、八六	一、五九	五	三〇	一八、二七九
五月	五、七九	一四、六六	二、九三	一、七五	四七	四九	一八、二七九
六月	四、〇七	九、六五	一、五〇	一、八三	四〇	三〇	一八、二七九
計	五、一〇	一四、〇八	二、六六	一、五九	三三	一〇九	一八、二七九

ロ、地域別發信市外通話度數

地域別	發信		受信		合計
	有料	無料	有料	無料	
蒙疆管内	一、九三九	四、六〇九	二、七九	三、八〇〇	一八、二九
蒙疆華北間	六、一六九	四、八七	七、九五	三、二五	一八、二九
蒙疆日本間	一、四	四、四三	三、二五	三、〇六五	一八、二九
計	九、一〇二	一三、九二九	一三、九八	一〇、一三〇	一八、二九

回線數	區別	
	有線	無線
一	印刷自 動二重	印刷自 動二重
一	現波自 動二重	現波自 動二重
二四	自 動二重	自 動二重
一	單 信二音	單 信二音
一元	單 音響	單 音響
六	單 印字	單 印字
二四	共 用線	共 用線
八	自 動二重	自 動二重
一九	手 動二重	手 動二重
七	單 手信	單 手信
一八	計	計

二、電信回線

昭和十七年三月末現在

局處數	區別
三	電報局
五	電話局
一	電報分局
二四	電報局
三三	分局
二	電報發收處
五	電報室
二	報話處
七	電報處
二〇五	計

昭和十七年三月末現在

1. 電信

③ 華北電氣通信

一、電報取扱局處

計	昭和十六年七月							市話外	電用話	加入料及	移轉料	電公話料	臨話料	其の他	合計
	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月								
六〇七、八八八	四三、〇〇一	四三、〇〇一	四三、〇〇一	四三、〇〇一	四三、〇〇一	四三、〇〇一	四三、〇〇一	二、二五五	九、七五七	一、五〇〇	二、六二一	四、〇〇〇	一、八二一	三、〇〇〇	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一
六二九、四三三	四、五二六	八、〇八七	一、八三三	二、七六六	七、〇八六	七、〇八六	七、〇八六	一、三九五	一、三九五	一、五〇〇	二、五八八	二、〇五二	二、〇五二	二、〇五二	一九二、五七一

(備考) 圓位以下四捨五入す

三、電氣通信從事員 (電話從事員を含む)

昭和十七年三月末現在

區別	參事	副參事	職員	事務員	話務員	業務員	技術員	工員	話務員 (含見習)	配達手	其他	計
日人	六	七	五二	四一	二二	五三	三〇	六〇	一〇一	一	五	三、〇三
華人	二〇	六	一三〇	四七	四七	三八	九	一、一〇	一、〇〇	四〇〇	七五	四、九二
計	二六	一三	一八二	八八	六九	八九	八	一、七九	一、一五	四〇〇	七九	七、八〇

四、電報利用狀況

1、發著中繼信別通數

昭和十七年三月分

中著 總繼 計信	發信			和文	華文	歐文	計
	局 合計	有料					
		管 東亞 計	國 際				
一、三二、七六	四〇、六四	一五、一四	三六、〇五	六六、二七	二四、五五	一一、二四	四九、〇八〇
五、一〇、三九〇	三六、〇五	一、七、九二	二、二、三三	八、二六	二九、三九	八、二六	四八、八四
三、三九、〇五	四、〇、〇〇	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	四八、八四
一、三二、七六	四、〇、〇〇	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	一、二、三三	四八、八四

口、月別電報通數

昭和十六年度

月別	發信		著信		中繼信	合計
	有料	無料	有料	無料		
昭和十六年四月	三九、四〇〇	四三、四九五	三三、四四五	四八、三三四	五五、九七七	一、三六、六八一
五月	三九、三一一	四三、〇八八	三三、七四六	四八、三三四	五五、〇四七	一、三九、八六一
六月	三五、〇六四	四一、六六一	三三、六六六	四五、四七六	四九、六六六	一、三九、八六一
七月	三九、七〇七	四九、二〇九	三六、七三四	五三、七三六	五八、九六六	一、三九、八六一
八月	三九、〇六五	四〇、七七七	三九、一六四	四三、四九六	四七、〇三三	一、三九、八六一
九月	三八、二五六	三九、二九二	三九、〇八六	四三、四九六	四七、〇三三	一、三九、八六一
十月	三九、四一一	四一、一八〇	三六、三三七	四三、四九六	四七、〇三三	一、三九、八六一
十一月	三九、二五三	四一、二五	三六、三三九	四三、四九六	四七、〇三三	一、三九、八六一
十二月	三九、三五六	三九、〇三六	三六、〇六九	四三、四九六	四七、〇三三	一、三九、八六一
昭和十七年一月	三二、六五五	三五、八三一	二八、四四〇	三五、八三一	四七、〇三三	一、三九、八六一
二月	四九、三三八	四九、〇八〇	四七、〇〇八	五三、七三六	五八、九六六	一、三九、八六一
三月	四、五五五	五三、七五五	四、二六一	五三、七五五	五八、九六六	一、三九、八六一
計	三九、四〇〇	四三、四九五	三三、四四五	四八、三三四	五五、九七七	一、三六、六八一

五、電信收入狀況

昭和十六年度

區別	金額
管內電報料	三、三六、三三七
東亞電報料	四、一七、七九
國際電報料	一、二五、八五
合計	八、七九、〇一
雜收入	一八九、二六
總計	八、九八、二七一

2. 電話

一、電話取扱局處

局處數	區別	中央電報局	電報局	電話局	電話分局	電話分局	話室	報話處	通話處	中央局	電報局	分局	收發處	計
三		五	一	三	六	一	二	三	三	九	三	一七	一八八	

昭和十七年三月末現在

二、電話回線

回線數	區別	實線		無線回線	
		搬送線	電信電話線	重信線	計
二六		三	一四	二	二六

昭和十七年三月末現在

三、電話加入者數

加入者數	區別	日人	華人	外人	無料	合計
二四、〇五		三、五五	一、三七	一、三三	五九、〇六	

昭和十七年三月末現在

四、電話利用狀況

昭和十六年度

月別	管內	華	日	華	滿	華	蒙	華	中	計	著	信	合	計
昭和十六年四月	一七、八〇三	六四	四、四九五	四、三三七	一三三	一八七、六五二	一八八、七七一	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一八八、七七一	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
五月	一八、四八三	九三	四、五五五	四、五〇四	三〇	一九一、六五五	一九二、三三〇	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九二、三三〇	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
六月	一七、八八六	七三	三、五五五	四、二七七	一九	一九九、五〇〇	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
七月	一九、〇一三	七五	四、五九九	四、一三三	一九	一九九、八八七	二〇〇、八五三	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	二〇〇、八五三	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
八月	一七、一八九	七二	三、六〇〇	四、三三〇	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
九月	一七、五五六	七〇	三、五〇〇	四、一三七	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
十月	一八、九六三	九〇	三、七五五	四、三三六	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
十一月	一七、一七四	九〇	三、八五六	四、〇九九	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
十二月	一七、七六六	九四	四、〇六三	五、一〇一	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
昭和十七年一月	一七、四一五	九六	三、四五六	四、三七〇	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
二月	一四、八四三	一〇〇	三、四七七	四、二四一	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
三月	二二、二五一	六九	四、五九七	五、四一〇	一九	一九九、八八七	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	一九九、八八七	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三
計	二、一四七、四三九	一〇、四七一	四七、二八四	五、三三四	五、四六七	二、二六三、八八五	二、二六三、八八五	三六、四三三	三六、四三三	三六、四三三	二、二六三、八八五	三六、四三三	三六、四三三	四、五五九、五三〇

五、電話收入狀況

昭和十六年度

區別	金額	區別	金額
使 用 料 通 話 料 專 用 料 加 入 料 移 轉 料	八、四七、六四〇・〇〇 四、五五、三六〇・〇〇 五〇、〇七・次 一、二六、四七・次 一〇〇、四一〇・次	電 話 番 號 簿 臨 時 電 話 料 警 備 電 鈴 料 雜 合 收 計 入	四、五二、〇〇 四、三二、〇〇 九三、〇〇 四七、一七・三 一五、二〇、〇六・二

④ 華中電氣通信

1. 電 信

一、電報取扱局處

昭和十六年三月末現在

局 處 數	區 別	電 報 局	電 報 電 話 局	電 話 總 局	電 報 收 發 處	電 報 收 報 處	無 線 電 報 取 扱 所	合 計
三								
九								
一								
三								
三								
二								
六								

二、電信回線

昭和十六年三月末現在

回 線 數	區 別	實 回 線	雙 信 回 線	無 線 回 線	合 計
三					
八					
三					
三					

三、電信機械

昭和十六年三月末現在

機械數	區別	一、有線機械			二、無線機械			合計
		自動二重	音響二重	音響單信	一、送信機 (無線電話を含む)	二、受信機	口、無線機械	
	區別	10KW以上	1KW以上	100W以上	100W未滿			
合計		五	一五	三	七		天	六

四、電信從事員 (電話從事員をも含む)

昭和十六年三月末現在

技術關係	區別	日	人		合計
			華	外	
業務關係			一、三八六	一九	二、一九〇
合計			一、三六三	一〇	一、三六〇

五、電報利用狀況 (無料を含む)

昭和十五年年度

月別	發信著信中繼信合計	合計			
			發	著	中
昭和十五年四月	一七、七〇三	一五、二七四	一四九、五九四	四七七、七七一	
五月	一八、五五〇	一六、一三三	一五一、〇三八	五〇一、七一〇	
六月	二六、四四三	一四七、三〇九	一四三、六六六	四三三、四三七	
七月	一五、七六六	一四三、三二〇	一三三、三三三	四三三、三九六	
八月	一五、三三〇	一四一、二四六	一三六、六七〇	四三三、二六六	
九月	一五、五五六	一四〇、六五〇	一四四、一六六	四三七、三〇一	
十月	一七、二八四	一六七、一三六	一六四、九七九	五〇九、三八九	
十一月	一六、八四一	一五七、七三七	一六四、五〇三	四八八、〇九〇	
十二月	一六、八〇〇	一五五、七九九	一八六、二三八	五〇八、八二一	
昭和十六年一月	一五、八〇〇	一四四、九六六	一五五、一三〇	四九〇、一六六	
二月	一五、一〇三	一五五、八九九	一四七、〇五九	四九〇、一六三	
三月	三〇、五五六	一八九、四九七	一八七、〇五九	五九七、五五五	
合計	二、一〇九、七〇四	一、八九一、四九七	一、八九一、四九七	五、七九八、六六八	

六、電信收入狀況

昭和十五年度

科目別	圓 收 入	元 收 入	元を圓に換算せる額	圓 合 計
內國電報料	二、三六七、〇六七・四	一、六八八、七三・六	一、〇九八、八〇〇・八	三、四六五、九〇七・八
外國電報料	一三五、七八・五	五、一〇八、七三・七	三、二四八、九二・六	三、三四〇、六一・〇
電信雜收入	一三三、四一六・一	二七、三〇一・七	一七、九三三・二	一四一、三三八・八
合 計	二、六一六、二〇七・九	六、八八四、七六五・五	四、三三一、六六四・八〇	六、九四七、八六七・一

2. 電 話

一、電話取扱局處

昭和十六年三月末現在

區 別	電話總局	電話總局分局	電話總局出張所	電話局	通話處	電話報局	電報局	電報收發處	電報收報處	合 計
局 處 數	三	三	二	四	三	九	九	二	三	四七

二、電話回線

昭和十六年三月末現在

區 別	實 回 線	重信回線	搬送回線	無線回線	合 計
回 線 數	二四	一	五	二	三三

三、電話加入者數

區 別	昭和十五年度	昭和十四年度	對前年度增減(△)數	同 上 割 合
加 入 者 數	一五、四七	八、五〇六	六、九六一	八・三

四、電話利用狀況

月別	市内電話		市外		中繼時數	合計
	發信時數	著信時數	發信時數	著信時數		
昭和十五年四月	一、四七六	一、四六六	一、四六六	一、四六六	一、四六六	三、二六八
五月	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二、七九九
六月	一、四八九	一、四八九	一、四八九	一、四八九	一、四八九	三、二七九
七月	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇	三、〇三三
八月	一、四九九	一、四九九	一、四九九	一、四九九	一、四九九	三、三三〇
九月	一、八八八	一、八八八	一、八八八	一、八八八	一、八八八	三、七七六
十月	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	三、四九九
十一月	一、七一一	一、七一一	一、七一一	一、七一一	一、七一一	三、七七一
十二月	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	三、八二六
昭和十六年一月	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	三、七〇〇
二月	二、一八四	二、一八四	二、一八四	二、一八四	二、一八四	四、〇四五
三月	二、〇九一	二、〇九一	二、〇九一	二、〇九一	二、〇九一	四、一八一
一日平均	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	三、六六一

(備考) 一、毎月十日調一日分とす

二、華日通話數に付ては内地電氣通信日華通話の項(頁)参照

五、電話收入狀況

昭和十五年度

科目別	圓收入	元收入	元を圓に換算せる額	圓合計
電話架設料	一八六、七〇八・四七	五〇〇・〇〇	三三三・三三	一八七、〇三〇・六九
市内電話料	一、二〇六、二〇八・五五	一三、五〇二・四五	七、六四・七七	一、二二三、八三三・七三
市外電話料	四〇三、三〇九・五五	一、六四・五三	一、四・一五	四〇三、四三三・五一
同衆電料	四五、〇九五・七〇	二、三五、八九・〇三	一、四六、八四・三五	一、四六、八四六・三五
公衆電料	二、九三三・四四	一、四八、四六・二三	一、四八、四六・二三	四、四一六・六七
移轉電料	四七、四九・六五	一、三〇、三〇・四六	一、三〇、三〇・四六	四七、四九・六五
外國電料	四、二六一・五五	一、三三、三〇・〇〇	一、三三、三〇・〇〇	五、五九一・五五
同電料	三三、五四・五七	三、九一・〇〇	三、九一・〇〇	三三、五四・五七
專用電料	二七、八七・五三	四七〇、八八・四六	三〇三、五六・〇六	二七、四一四・一八
電話雜收入	一、九四八、八〇・三〇	四七〇、八八・四六	三〇三、五六・〇六	二、二六八、三七〇・五六
合計				

五 廈門電氣通信

1. 電 信

一、電報取扱局處

局 處 數	區 別	電 報 局	計
二			二

昭和十六年三月末現在

二、電信回線

回 線 數	區 別	託 送 線	海 底 線	無 線 回 線	合 計
一					
二					二
三					三

昭和十六年三月末現在

區別	金額
東亞電報料	六三、〇三三
外國電報料	四三、六八四
電信雜收	二〇九
合計	一〇九、〇一九

自昭和十五年十一月迄の五ヶ月間
至昭和十六年三月

職別	國籍別		計
	日人	華人	
參事	三	三	六
雇員	三	三	六
職員	三	三	六
備員	五	七	一二
合計	一七	一〇	二七

三、從事員 (會社の總從事員數とす)

昭和十六年三月末現在

四、電報利用狀況

會社設立後 自昭和十五年十一月迄の五ヶ月間
至昭和十六年三月

區別	有料		計	無料	合計
	東亞	外國			
發信	三、六七五	四、四二三	三、〇八八	三、九九七	四三、〇八五
著信	三、四七七	三、六六六	三、一五五	五、六六五	四三、二二八
合計	六、一五二	八、〇八九	六、二四三	九、六六二	八四、三一三

五、電信收入狀況

自昭和十五年十一月迄の五ヶ月間
至昭和十六年三月

2. 電 話

一、電話取扱局處

昭和十六年三月末現在

電 話 局	區 別	局 所	數
			一

二、電話回線

昭和十六年三月末現在

海 底 線	區 別	回 線	數
			九

三、電話加入者數

昭和十六年三月末現在

加 入 者 數	區 別	日 人	華 人	外 國 人	計	無 料	合 計
		五五	三〇一	三	三七	一六	八三

四、電話利用狀況

自昭和十五年十一月
至昭和十六年三月の一日平均

區別	一日平均總呼數	最繁時一時間總呼數	一加入一日平均呼數	備考
市内通話	二〇、六一	一、六七	二・五	加入者
對鼓浪嶼通話發信	三、八五	三三	三・五	對鼓浪嶼回線
對鼓浪嶼通話著信	一、二六	一四	一・五	

(備一) 對鼓浪嶼通話は現在無料制とす

五、電話收入狀況

自昭和十五年十一月
至昭和十六年三月

區別	金額
電話使用料	三、三六四
設備料	一、二二〇
名義變更料	一〇五
移轉料	七六
其他工事料	四三
賠償金	三、四九四
計	三、四九四

四、外國電氣通信統計

國名	官營 の別	局所數	面積 一平方軒	一人平均	普及率 一局當人 に依る
亞細亞洲	官	二、六六九	三、三八	六、一八九	二〇
※日領印度	官	二〇、六一	三、九七二	三、八三〇	二六
※英領印度	官	一、〇八九	一、七四八、七	五、共四	元
佛領印度支那	官	五、六	一、三〇六、〇	四、五三三	七
葡領チモール	官	三	八、六三、二	二、〇八三	五
澳門	官	一	一五	二〇〇、〇〇〇	一
歐羅巴洲	官	一四、〇〇六	一、七六、六	三、三九〇	三
※英吉利	官	六、六〇五	八、五	一、一六三	六
※獨逸	官	四〇、五九五	六、七	一、二二	七
※佛蘭西	官	二〇、六六三	二九、〇	四、〇三二	七
伊太利	官	二、六六三	二、九〇	四、〇三二	七
白耳義	官	一、六六七	一、八、一	四、九七七	元
和蘭	官	二、三〇一	一、五、一	三、八三七	一六
瑞典	官	四、一七六	一〇七、五	一、五二八	八
挪威	官	四、四九	七、八	七、四	二
芬蘭	官	一、〇六六	四、一、五	三、六二三	五
瑞西	官	三、九三三	一〇、六	一、〇七二	五
瑞利	官	三、三三六	三、六、三	三、三五六	二
洪牙	官	三、三〇〇	七、九、〇	七、一五五	二
芬蘭	官	一、四八	六、二、二	二、五八三	一〇
愛蘭	官	四、七三	二、八、二	二、五三	一
アイスランド	官	六、四	一、六〇、〇	九、四三	三
ブルガリア	官	二、一五	一、四、七	七、二四三	三
ユーゴスラヴ	官	二、一五	一、四、七	七、二四三	三

1. 有線電信局所

一、電信局所普及狀況

一九三九年度末現在

1. 電 信

○ 西曆一九三九年度統計

內 容

○ 西曆一九三九年度統計

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

○ 累 年 統 計 (自西曆一九三五年至西曆一九三九年)

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

國名	官營の別	局所數	一局所當平均		國名	官營の別	局所數	一局所當平均	
			面積	人口				面積	人口
ルーマニア	官	五、七四八	五、三	三、四六八	南亞米利加洲	官	四、三二八	六、〇〇一	二
亞弗利加洲	官	三、九四	三、二、五	二、五九	亞爾然丁	官	四、三二八	三、〇〇一	二
※南阿聯邦	官	八四七	三、七、八	一、八、七、七	ブラジル	官	四、三二八	三、〇〇一	二
埃及	官	三、九四	三、七、八	一、八、七、七	大智洋洲	官	四、三二八	三、〇〇一	二
北亞米利加洲	官	三、九四	三、七、八	一、八、七、七	※南美洲	官	四、三二八	三、〇〇一	二
アメリカ合衆國	民	二六、七三三	二九、五	四、八、九	※南美洲	官	四、三二八	三、〇〇一	二
メキシコ	民	二六、七三三	二九、五	四、八、九	※南美洲	官	四、三二八	三、〇〇一	二
加奈陀	民	二六、七三三	二九、五	四、八、九	※南美洲	官	四、三二八	三、〇〇一	二

(備考)
 一、局所數及面積、人口は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三九年萬國電信統計に依る
 二、官營、民營の區別欄は亞米利加電話電信會社發行の一九四〇年世界電話電信統計に依る
 三、※印は一九三八年度末現在とす
 四、普及順位は本表に掲載せるもののみにつき便宜設けたるものとす
 (以下同じ)

口、無線電信局所

一九三九年度末現在

國別	陸上局		移動局		其他合計順位
	海岸局	航空局	船舶局	航空局	
亞細亞洲	三	五	三	一、八七六	三
※日本(内地のみ)	三	五	三	一、八七六	三

國名	官營の別	局所數	一局所當平均		國名	官營の別	局所數	一局所當平均	
			面積	人口				面積	人口
英領印度	官	二、六	一、八、三、二	三、一、七、三、七	一〇一	二、七、五	一、六、三	二、三	
蘭領印度	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
佛領印度支那	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
澳領チモール	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
歐洲	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
※英吉利	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
※獨逸	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
※佛太蘭	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
伊太蘭	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
和蘭	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
瑞典	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
瑞威	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
丁抹	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
諾威	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
瑞西	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
洪牙	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
芬蘭	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
愛蘭	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
ルマニア	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
ブルガリア	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
ユーゴスラヴィア	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
アフリカ	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
亞弗利加洲	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	
※南阿聯邦	官	二、九	一、八、三、二	三、一、七、三、七	四	二、八、六	一、六、三	二、三	

國 別	局 計			局 計			其 他	合 計	順 位
	海岸局	航空局	陸上局	船舶局	航空機局	移動局			
エチオピア	四	七	二	四	一九	六	八	九	三
北アメリカ合衆国	三六九	七六五	二二四	五、二〇六	一、三九三	六、五九八	一、三〇五	九、〇七七	一
メキシコ	三六	一六四	二八	四〇	二九	五三〇	一七五	九〇	二
南アメリカ	三三	三三	二八	一八	八	二六	一〇七	二二	三
アルゼンチン	二	二	二	二	二	二	二	二	四
ブラジル	二	七	四	二	三	一七	五	二九	五
大洋洲	二	二	二	二	二	二	二	二	六
ニュージーランド	七	二	七	七	三	二七	三〇	一五	七

(備考) 一、局所数は国際電気通信聯合事務局発行の一九三九年萬國無線通信統計に依る
 二、※印は一九三八年末現在とす

二、電信線普及状況

一九三九年度末現在

國 別	電信線延長	世界總數に對する百分率	人口百人當電信線	人口當に依る普及順位
支那	一六、九〇〇	一・四	〇・〇三	二六
日本(内地のみ)	三七、八七七	三・四	〇・五	二
亞細亞洲	三、七〇〇	三・四	〇・五	二
英領印度	五八、八四四	五・四	〇・二六	二
比領印度	三三、一八〇	〇・二九	〇・〇五	二七
歐洲	一六、〇九〇	〇・一五	〇・一〇	二六
英領	三六、一六〇	三・五	〇・〇八	二
獨逸	三二、一三三	三・五	〇・〇八	二
佛蘭西	五〇、〇五三	四・七	一・三三	六
伊太利	四七、三〇一	四・三	一・〇三	七
白耳	五、三二五	〇・五	〇・〇六	三
和蘭	一四、四八一	〇・一三	〇・〇六	三
瑞典	三、五五六	〇・〇三	〇・〇六	三
丁瑞	一〇、四九九	〇・一〇	〇・〇五	三
瑞西	一〇、九七七	〇・一〇	〇・〇五	三
※洪牙	八五、二七七	〇・七九	〇・〇八	一
※芬蘭	三七、〇〇一	〇・三	〇・〇五	四
※ソ聯	九六、五〇〇	八・九〇	〇・九五	九
亞非利加	一四、八一〇	一・三	〇・〇五	四
※南非洲	四八、二七〇	〇・四	〇・〇七	一
埃及	四一、八三四	〇・三九	〇・一九	三
北アメリカ	三、七〇〇、七〇〇	三・四	二・八	二
カメリカ合衆国	五九、五〇三	五・四	五・二	一

國 別	電信線延長	世界總數に對する百分率	人口百人當電信線	人口當に依る普及順位
英領印度	五八、八四四	五・四	〇・二六	二
比領印度	三三、一八〇	〇・二九	〇・〇五	二七
歐洲	一六、〇九〇	〇・一五	〇・一〇	二六
英領	三六、一六〇	三・五	〇・〇八	二
獨逸	三二、一三三	三・五	〇・〇八	二
佛蘭西	五〇、〇五三	四・七	一・三三	六
伊太利	四七、三〇一	四・三	一・〇三	七
白耳	五、三二五	〇・五	〇・〇六	三
和蘭	一四、四八一	〇・一三	〇・〇六	三
瑞典	三、五五六	〇・〇三	〇・〇六	三
丁瑞	一〇、四九九	〇・一〇	〇・〇五	三
瑞西	一〇、九七七	〇・一〇	〇・〇五	三
※洪牙	八五、二七七	〇・七九	〇・〇八	一
※芬蘭	三七、〇〇一	〇・三	〇・〇五	四
※ソ聯	九六、五〇〇	八・九〇	〇・九五	九
亞非利加	一四、八一〇	一・三	〇・〇五	四
※南非洲	四八、二七〇	〇・四	〇・〇七	一
埃及	四一、八三四	〇・三九	〇・一九	三
北アメリカ	三、七〇〇、七〇〇	三・四	二・八	二
カメリカ合衆国	五九、五〇三	五・四	五・二	一

國 別	電 信 線 延 長	世界總數に對する百分率	人口百人當電信線	人口當に依る普及順位
メキシコ	106,200	1.49	0.80	三
南アメリカ	255,485	2.45	2.01	四
アルゼンチン	181,817	1.68	0.43	八
ブラジル	48,270	0.45	1.03	二〇
大洋洲	173,771	1.60	2.49	三
英領印度	28,222	0.27	1.41	一六
ニュージーランド	8,406,375	100.00	0.56	五
世界總計				

(備考)

- 一、亞米利加電話電信會社發行の一九三九年世界電話電信統計に依る(但し料程は哩程を一哩を一・六〇九料の割合にて換算せるものとす)
- 二、一九三九年一月一日現在 白耳義、芬蘭、佛蘭西、洪牙利、伊太利、和蘭、ソ聯邦
- 三、一九三九年三月三十一日現在 日本、獨逸、英領印度
- 四、一九三九年六月三十日現在 濠洲聯邦
- 五、一九四〇年三月三十一日現在 愛蘭、英吉利、南阿聯邦、ニュージーランド
- 六、其の他は一九四〇年一月一日現在とす

三、電報利用狀況

一九三九年度

國 別	内國電報發信	外 國	電 報	合 計	人口十人當電信數に依る順位
亞細亞洲	7,005,849	1,131,080	87,103	7,133,071	10.68
支 那	13,600,071	1,131,355	2,633,904	17,365,330	0.45
英領印度	1,044,197	333,806	688,945	1,066,948	0.33
佛領印度支那	1,395,480	133,711	437,230	1,566,421	0.62
葡領チモール	22,670	1,801	4,888	3,079	0.51
澳 門	—	18,932	836	19,768	—
歐 洲	50,395,000	9,088,651	3,835,150	59,483,651	22.53
英 吉 利	17,990,400	3,719,000	8,550,000	29,259,400	2.72
獨 逸	26,330,741	3,280,187	1,204,588	29,815,516	6.03
佛 國	27,410,160	1,880,988	1,833,101	29,324,249	6.82
伊 太 利	3,186,009	1,339,366	555,848	4,081,223	5.37
白 耳 義	1,990,269	2,035,811	1,744,482	4,016,080	4.55
和 蘭	3,049,000	1,339,559	556,975	4,945,534	5.61
瑞 典	2,799,000	677,601	41,335	3,417,936	1.86
瑞 士	1,033,000	86,000	7,600	1,126,600	4.77
丁 抹 威	591,337	1,296,555	211,557	1,819,449	4.33
瑞 西	2,715,245	438,099	149,291	3,102,635	2.91
洪 牙 利	—	—	—	—	—

國 別	内國電報發信	發 信 外 國	著 信 中 繼 信 報 計	合 外 發 信 計	人口十人當 信通數順位
芬 蘭	三三七、六七四	三三七、三六〇	三六四、二七一	七三五、〇三四	一・八八
愛 蘭	八五九、五〇〇	六四一、八〇〇	七二一、八〇〇	一、五〇一、三〇〇	五・〇六
アイスランド	一四四、二四六	五四、六二七	四八、三〇〇	一九八、八七三	一六・七三
亞弗利加洲	六、一七、八三三	四〇五、三八〇	四一七、二八四	六、五三、二二三	六・四七
※南阿聯邦	一、六八七、六〇七	一六、六四四	二〇一、〇〇九	一、八六四、二四一	一・一七
埃 及	一九四、五五七、六九二	二二〇、六九五	三三六、九三三	一四、七七一、〇八一	七・八
北アメリカ洲	一五、一四九、九二〇	七二七、一〇四	七六〇、七九七	一〇、七七一、〇三六	八・六
アメリカ合衆國	九、八四三、九五五	三三七、一〇四	七六〇、七九七	一〇、七七一、〇三六	八・六
※メキシコ	二二〇、六九五	三三六、九三三	一七、一〇七	二五、三六〇、六二五	七・八
南アメリカ洲	二二〇、六九五	三三六、九三三	一七、一〇七	二五、三六〇、六二五	七・八
アルゼンチン	二二〇、六九五	三三六、九三三	一七、一〇七	二五、三六〇、六二五	七・八
ブラジル	二二〇、六九五	三三六、九三三	一七、一〇七	二五、三六〇、六二五	七・八
チリ	二二〇、六九五	三三六、九三三	一七、一〇七	二五、三六〇、六二五	七・八
大洋洲	一七、二五一、七五九	三三七、一〇四	三六四、二七一	七三五、〇三四	一・八八
※ニュージラン	五、二七三、八七三	三三七、一〇四	三六四、二七一	七三五、〇三四	一・八八

(備考) 一、國際電氣通信聯合事務局發行の一九三九年萬國電信統計に依る
二、※印は一九三八年度とす

國 別	官民警別	交 換 局 局 所 數	面 積	一 局 所 當 平 均 人 口	一 局 當 人 口 順 位
亞細亞洲	官	六、〇六六	一五、七二一	二、七六七	二七
※日(内地のみ)	官	四七二	六四	一、一〇五	二八
※英領印度	官	三三九	六九〇	一、〇四九	二七
※蘭領印度	官	一七一	一七七	三〇八	二六
佛領印度支那	官	九	二七	二、七三・八	二三
葡領チモール	官	三	三	二一・七	二四
香 港	官	三	三	五・〇	二三
澳 門	官	三	三	五・〇	二三
歐羅巴洲	官	五、七二五	四九、五八八	五五、二二三	一五
※英吉	官	一〇、〇〇七	九三、九〇九	一〇三、九六	一四
※獨逸	官	二八、二四二	四一、五〇七	六九、七九九	一五
※佛蘭	官	四、九六三	一六、五五	二、四八九	一六
伊 太	官	五、六四	一、五二一	二、〇七五	一八
白 耳	官	一、五二三	三、六八	五、一四一	一九
和 蘭	官	六、〇七八	九、八〇〇	一五、八八八	二一
瑞 典	官	三、五二二	五、二九	八、六四一	二二
諸 國	官	三、五二二	五、二九	八、六四一	二二

一、電話局所普及状況

一九三九年度末現在

2. 電 話

國別	官民別	局所		計數	面積		順位
		交換局	公共電話所		平方軒	一人	
丁抹	民	一、七九七	五、六四一	七、四三八	二、二四八	二、二四八	七
瑞西	民	九七〇	六、〇三三	七、〇一三	三、三九	三、三九	九
芬蘭	官	二、四二二	一、四〇一	三、八二四	一、六一〇	一、六一〇	六
愛蘭	官	八〇三	一、四九一	二、二九四	八七・五	三、六九三	八
アイスランド	官	四七五	六五一	一、一二六	二六・八	二五〇	一
亞弗利加洲	官	一、六六三	七、六四二	九、三〇五	七五・〇	六、〇六一	二
南阿聯邦	官	一、六三三	五四五	六八三	三三・九	一五、二五〇	三
埃及	官	一、一八	—	—	—	—	—
北アメリカ洲	民	一九、一四〇	—	一九、一四〇	四〇九・九	六、八二九	二
アメリカ合衆	官	三九五	—	三九五	五、四八四・九	四六、一〇六	一
メキシコ	民	一、〇四四	一、三〇七	二、三五二	二、六七九・六	一三、五七六	八
南アメリカ洲	民	三三五	一、〇五三	一、二七六	三、二九六・七	二〇、七八五	一〇
アルゼンチン	官	六、三三三	二、一〇六	一七、四三九	一、二二六・五	一、〇三九	四
大洋洲	官	三、四八	三、一〇六	三、四五四	四七・四	四、五三三	一〇
濠洲聯邦	官	—	—	—	—	—	—
※ニュージラン	官	—	—	—	—	—	—

(備考) 一、國際電氣通信聯合事務局發行の一九三九年萬國電話統計に依る
二、※印は一九三八年現況とす

國別	電話線延長	世界總數に對する率	人口百人當電話線	一九三九年末現在	
				人口當に依る普及順位	及順位
亞細亞洲	七、八二六、一七六 <small>軒</small>	二・七三%	一〇・八三 <small>軒</small>	一九	一九
日本(内地のみ)	九、六五、四〇〇	〇・三三	〇・三三	二九	二九
支那	七、四〇、一四〇	〇・二六	〇・二二	三〇	三〇
英領印度	四、二一、五五八	〇・一五	〇・六〇	二八	二八
英領西印度	一、三〇、三三九	〇・〇五	〇・八〇	二七	二七
歐羅巴洲	二六、三六、七〇〇	九・一〇	五四・八七	八	八
獨逸	二九、〇三、四〇五	一・〇七	三六・四二	一三	一三
佛蘭西	九、六八二、九六二	三・三六	三三・〇九	一四	一四
伊太利	二、七九三、三四	〇・九七	六・四三	二三	二三
白蘭義	三、二八、〇〇〇	一・一三	三八・七七	一一	一一
和蘭	二、三三、四六五	〇・七七	二五・五三	一三	一三
瑞典	五、四〇三、〇一一	一・八七	八五・二二	二	二
諾威	一、一八七、四四二	〇・四一	四〇・五三	一〇	一〇
丁抹	二、五〇五、二二三	〇・八七	六五・一〇	六	六
瑞西	二、六三三、六七〇	〇・九一	六二・三六	七	七
洪牙	七五〇、〇一一	〇・二六	七・四五	二二	二二
芬蘭	五、一一、三三六	〇・一八	一三・四七	一七	一七

二、電話線普及狀況

一九三九年末現在

國別	電話線延長	世界總數と對する率	人口百人當電話線	人口當に依る普及順位
ソ連邦	三、二八、〇〇〇	一・二二%	一・八八	二
西班亞	二、四三、五〇〇	〇・八四	九・五二	三
亞非利加洲	一、五七、六三三	〇・五三	一四・六八	四
南阿聯邦	八八、七三三	〇・五三	二・八五	五
埃及	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	六
北美リカ合衆國	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	七
カメナ	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	八
メキシコ	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	九
南アメリカ洲	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一〇
アルゼンチン	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一一
ブラジル	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一二
大洋洲	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一三
濠洲	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一四
ニュージラント	一、五七、六三三	〇・五三	二・八五	一五
世界總計	二八、一八七、九六〇	一〇〇・〇〇	三三・三	一

(備考) 電信線普及狀況の備考欄と同じ(三九二頁)

國別	加入回線數	百平方千米當加入回線數	人口千人當加入回線數	普及順位	國別	加入回線數	百平方千米當加入回線數	人口千人當加入回線數	普及順位
亞細亞洲	一、〇〇六、四九六	二・三三	三三・九	一	丁抹	三、四九、八〇〇	八四・九	九・七	二
支那(内地のみ)	七〇、三三三	一・八	〇・三	二	瑞西	三、〇三、一〇一	七四・〇	七・八	三
英領印度	三三、七三三	一・九	〇・六	三	芬蘭	一、五六、四三三	五〇・三	四・五	四
佛領印度支那	六、四三三	〇・九	〇・三	四	愛蘭	二、八、一四四	四〇・〇	九・五	五
佛領支那	八三	〇・四	〇・二	五	アイスランド	六、九六一	六・八	五・七	六
香港	一七、〇六六	一、五七・八	二〇・一	六	亞非利加洲	一、四一、九七一	一・六	一四・一	七
澳門	一、五七・八	一、五七・八	二〇・一	七	南阿聯邦	四三、六三六	一三・二	二・七	八
歐羅巴洲	二、〇四六、六九五	八三・二	四三・一	八	埃及	一、四一、九七一	一・六	一四・一	九
英吉利	二、三九、九七九	四〇四・四	二九・九	九	北アメリカ合衆國	一、四三、〇八六	一四・五	八七・二	一〇
獨逸	一、一〇〇、二四七	一八・七	二二・九	一〇	メキシコ	一〇七、四三三	五・五	六・五	一一
佛蘭西	四、四四、五八一	一四九・八	一〇・九	一一	南アメリカ洲	三、八四、八三二	一三・八	二九・三	一二
伊太利	三、九七、七九六	一、〇六・四	三・一	一三	アルゼンチン	一、五七、六三三	一・六	一四・一	一三
白耳義	三、三六、二四三	九一・三	三・九	一四	大洋洲	四八七、五五五	六・三	七〇・〇	一四
瑞典	七三三、七三三	一、五七・七	一一・〇	一五	濠洲	一〇六、〇三六	七〇・〇	七三・七	一五
諾威	一七六、七三三	五・四	六・二	一六	ニュージラント	一〇六、〇三六	七〇・〇	七三・七	一六

(備考) 一、加入回線數は國際電氣通信聯合事務局發行の一九三九年萬國電話統計に依る

三、電話加入回線普及狀況

一九三九年度末現在

一、國別電話機 四、電話機普及狀況

二、※印は一九三九年度末現在とす

一九三九年度末現在

國別	電話機數	世界總數人口百人に對する當電話機數に依る普及率	順位
亞細亞洲	一、三三六、九六六	三・三二	一八九
日本(内地のみ)	一、二〇〇、〇〇〇	〇・三三	一八九
支那	一、一〇〇、〇〇〇	〇・三三	一八九
英領印度	八三、三三六	〇・三三	一八九
英領印度那	五、八三三	〇・三三	一八九
比領印度	三、七九六	〇・三三	一八九
歐羅巴洲	三、三三六、九六六	七・九二	七〇六
英領吉	四、三三六、九六六	九・九二	五・六
獨逸	一、五九九、五九五	三・七三	三・七九
佛蘭西	六〇〇、〇〇〇	一・五三	一・四九
伊太利	一、二七二、五〇〇	二・九六	〇・七五
ソ聯邦	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
白蘭	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
和蘭	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
瑞典	八六四、七九九	二・〇三	三・六四
諸國	二五〇、〇〇〇	〇・五九	八・五三
北アメリカ洲	三、三三六、九六六	七・九二	七〇六
南アメリカ洲	一、五九九、五九五	三・七三	三・七九
メキシコ	一、二七二、五〇〇	二・九六	〇・七五
南アメリカ洲	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
アルゼンチン	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
ブラジル	二、二七二、五〇〇	〇・七五	三・六四
チリ	一、二七二、五〇〇	〇・五九	八・五三
大洋洲	一、二七二、五〇〇	〇・五九	八・五三
北アメリカ洲	三、三三六、九六六	七・九二	七〇六
南アメリカ洲	一、五九九、五九五	三・七三	三・七九
メキシコ	一、二七二、五〇〇	二・九六	〇・七五
南アメリカ洲	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
アルゼンチン	四、三三六、九六六	一・〇一	五・二二
ブラジル	二、二七二、五〇〇	〇・七五	三・六四
チリ	一、二七二、五〇〇	〇・五九	八・五三
大洋洲	一、二七二、五〇〇	〇・五九	八・五三

※濠洲聯邦	六六、九六六	一・五三	九・五二	七	三・七	〇・〇九	八・六	八
※ニュージラン	二七、八六九	〇・五九	一・三六	三	世界總計	四、三三六、九六六	一〇〇・〇〇	一・九

(備考)

- 一、亞米利加電話電信會社の世界電話電信統計に依る
- 二、一九三九年一月一日現在 南米諸國、芬蘭、佛蘭西、ソ聯邦
- 三、一九三九年三月三十一日現在 日本、英領印度
- 四、一九三九年六月三十日現在 獨逸、伊太利、諾威、濠洲聯邦
- 五、一九四〇年三月三十一日現在 愛蘭、英吉利、南阿聯邦、ニュージランド
- 六、其の他は一九四〇年一月一日現在とす

口、都市別電話機數

一九三九年度末現在

國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人に當る電話機數に依る普及率	順位
亞細亞洲	六、四六六、〇〇〇	二九〇、五一〇	四・五〇	七
日本(内地のみ)	三、三三一、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
東京	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
大阪	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
名古屋	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
京都	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
神戸	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
支那	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
上海	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
香港	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
比領印度	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
歐羅巴洲	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
英領吉	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
英領印度	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
比領印度	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
南アメリカ洲	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
アルゼンチン	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
ブラジル	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
チリ	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七
大洋洲	一、一四〇、〇〇〇	一、三三六、九六六	三・三三	七

國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當電話機數	人口百人當順位	國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當電話機數	人口百人當順位
マンチエスタ	一、〇一五、〇〇〇	六、一九二	六・七	六	佛蘭西	二、八三〇、〇〇〇	四七、一三九	一五・四五	二
リオン	五八八、〇〇〇	三、八三五	六・四八	六	巴里	九一五、〇〇〇	三、八〇一	四・二四	三
エヂンバラ	四六五、〇〇〇	四七、〇六六	一〇・二二	四	マルセイユ	六六〇、〇〇〇	三、三九九	五・〇六	四
ブリスストル	四五一、〇〇〇	三、三三六	六・九七	五	リヨン	三三〇、〇〇〇	二、三一一	六・九七	五
シエフイール	五三二、〇〇〇	二八、七六六	五・五二	六	ボルドー	二〇〇、〇〇〇	一八、五六六	九・二八	六
ドニユーキヤツ	四八二、〇〇〇	二七、一六七	五・八四	六	リッパ	一、二〇〇、〇〇〇	一三、四三三	九・五七	七
ハル	三六一、〇〇〇	二五、三五四	七・〇〇	六	ミラノ	一、二〇六、〇〇〇	一〇九、一六八	九・〇五	七
ベルファスト	四一五、〇〇〇	二二、三三六	五・六二	六	白耳義	九一、〇〇〇	二七、六三九	三・八八	三
獨逸					ブラツセル	五七、〇〇〇	四八、六六六	八・七〇	三
伯林	四、三三九、〇〇〇	五九、九一一	一三・八三	三	アントワープ	四三、〇〇〇	二九、八八五	六・九〇	三
ハンプルグア	一、七四〇、〇〇〇	一八、八六一	一〇・六六	三	リエージュ	七九、〇〇〇	六、七、七	八・五七	三
ルトナ	八六六、〇〇〇	九七、二二五	一一・三三	三	和蘭	六三、〇〇〇	四、一四五	六・四五	三
ミューニツヒ	八二一、〇〇〇	七、九九九	九・二二	三	阿姆斯特ダ	五〇、〇〇〇	一四、四七四	二・九三	三
ドレスデン	七七一、〇〇〇	七、九九九	九・二二	三	ムンヘン	四一、〇〇〇	三、三三三	八・〇九	三
ライプチヒ	七七一、〇〇〇	七、九九九	九・二二	三	ロツテルダ	三三、〇〇〇	二、三三三	七・〇九	三
ケルン	七七一、〇〇〇	七、九九九	九・二二	三	ハールレム	二一、〇〇〇	一、四七四	七・〇九	三
エツセン	六六七、〇〇〇	六、一三三	九・〇九	三	瑞典	二、八三〇、〇〇〇	六、五五五	二・三三	三
フランクフル	六六七、〇〇〇	六、一三三	九・〇九	三	ゴッテンブル	二、八三〇、〇〇〇	六、五五五	二・三三	三
ブレスラウ	六六七、〇〇〇	六、一三三	九・〇九	三					
ドルトムンド	五八五、〇〇〇	四、九四五	八・八二	三					
ウイーン	一、八七四、〇〇〇	一八〇、一六五	九・八一	三					

國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當電話機數	人口百人當順位	國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當電話機數	人口百人當順位
ストツクホルム	四六〇、〇〇〇	一八四、七三三	四〇・六六	二	人口百萬以上	一七、二四五、九〇〇	四、一九一、四三八	二四・三〇	一
マルモ	一五五、〇〇〇	二九、八六一	一九・二七	三	の六都市計	七四八、七〇〇	一六三、七五八	二一・七四	一
オスロ	四一七、〇〇〇	三、七六六	一七・六九	二	ミネアポリス	六四八、八〇〇	二九〇、九九〇	四四・八五	一
丁抹	九〇〇、〇〇〇	三三、七六六	一七・六九	二	華盛頓	六四八、八〇〇	二九〇、九九〇	四四・八五	一
瑞西	三三〇、〇〇〇	三三、七六六	一七・六九	二	桑港	六四八、八〇〇	二九〇、九九〇	四四・八五	一
チューリツヒ	三三〇、〇〇〇	三三、七六六	一七・六九	二	人口五十萬以上	五四一、〇〇〇	一五五、三三三	二八・七七	一
バーゼル	一六五、〇〇〇	三、九六六	二四・四七	二	人口十萬以上	八、九三、九〇〇	二、二五五、五五八	二五・三三	一
ゼネバ	一三五、〇〇〇	三、九六六	二四・四七	二	人口十萬未滿	四三三、〇〇〇	一八、六三三	四・二七	二
ベリン	一三五、〇〇〇	三、九六六	二四・四七	二	人口十萬未滿	三三、〇〇〇	一、八二四	五・五七	二
洪牙利	一、六三五、〇〇〇	一〇七、九六六	六・六〇	三	人口二十萬以上	二四三、七〇〇	六、七、六八五	二七・八九	二
ブダペスト	一、六三五、〇〇〇	一〇七、九六六	六・六〇	三	人口二十萬未滿	二四六、六〇〇	六、七、六八五	二七・八九	二
ゼケヂン	一四一、〇〇〇	二、六三五	一八・七七	三	人口十萬以上	九、五三、五〇〇	二、二一〇、二八二	二三・二六	二
芬蘭	三〇五、〇〇〇	五、一三六	一六・八三	三	人口十萬未滿	三、六七、三〇〇	八、六六七、二六八	二四・三三	二
愛蘭	四八八、〇〇〇	二四、八九三	五・一〇	三	人口十萬未滿	一、〇九五、〇〇〇	一八七、一五八	一七・〇九	三
北亞米利加洲					人口十萬未滿	八〇七、九〇〇	二四、六三三	三・〇九	三
亞美利加合衆國					人口十萬未滿	二九三、〇〇〇	七、三三三	二・四九	三
紐約	七、四四二、〇〇〇	一、一六九、九〇四	三・四四	三	人口十萬未滿	二〇三、二〇三	四〇、八九九	二・〇九	三
市	三、三九〇、〇〇〇	九九七、一七四	二九・四三	三	人口十萬未滿	一、五五〇、〇〇〇	九五、六七三	六・二〇	三
府	一、四四四、〇〇〇	四五六、五六四	三二・三三	三	人口十萬未滿				三

國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當		國別及都市別	人口(概數)	電話機數	人口百人當	
			數	順位				數	順位
ハヴアナ	七五、〇〇〇	四五、六五二	六・三〇	三	濠洲聯邦	一、八九、〇〇〇	一五、八五	二・四〇	三
南亞米利加洲					シドニー	一〇六、〇〇〇	一五、五九	一・三〇	三
アルゼンチン	三、四〇〇、〇〇〇	二六八、九五六	七・九二	五	メルボルン	三三六、〇〇〇	三五、八五	一〇・六	三
ウエノスアイ	一、九〇〇、〇〇〇	一三、七九七	五・五	七	ブリスベン	三三、〇〇〇	三五、九五	一・二九	三
ブラジル	八六、〇〇〇	四、四八七	五・一七	七	阿德レード	二二五、〇〇〇	三、〇一三	一・五	三
リオデジャネイロ					新西蘭	一七九、〇〇〇	二五、四八	一・四・九	三
智利					オーストラランド				
サンチャゴ					布哇				
大洋洲					ホノルル				

(備考) 本表は亞米利加電話電信會社發行の世界電話電信統計に依る

五、電話利用狀況

一九三九年度

國別	市内		市外	
	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數
亞細亞洲	四、六五、三三〇	九・八七	三三六、二〇六	〇・七
※日本(内地のみ)	六九、〇四、四八一	三・七八	二、二五三、八六七	〇・七八
※英領印度	一三、四九、七五八		二、〇二六、七〇六	〇・一一
佛領印度支那			一、三四五、八二九	

國別	市内		市外	
	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數
葡領チモール	七〇、八五九		三、三三一	
歐羅巴洲				
※英吉	二、〇五九、四七四	一・七	一〇六、一五〇、〇〇〇	〇・九
※獨逸	二、六三三、五五〇	一・七	三三三、八四、五七七	〇・三
佛太	六四、八七〇、四七四	一・三〇	二六、六三四、四三三	〇・四五
伊太	一六、〇一、八一〇	〇・七	三七、九一五、六七四	〇・二六
白耳	二八三、〇七、九二〇	一・八〇	四三、〇四五、九四八	〇・二七
和義	一、一〇六、一三、〇〇〇	三・五〇	六六、二九、五七〇	〇・三九
瑞典	二六七、二九四、八五六	二・九	六三、八九三、九三四	〇・二二
諾威	六七、七、〇〇〇	三・七四	一七、六六、五四六	〇・九
丁抹	二〇一、〇六、五〇三	一・二	一〇四、一八一、六二八	〇・六
瑞西	二五、六八、一四〇	三・七	一五、九九二、三七	〇・六九
芬蘭	三三、四〇〇、〇〇〇	二・〇	五、六七〇、三三八	〇・八四
愛蘭	二四、二〇八、二八二	三・九	三、四一八、〇〇〇	〇・二一
亞弗利加洲				
南阿聯	二七〇、六三、四七一	三・三七	二〇、四〇七、九九六	〇・三五
埃及	二〇五、五三、六三六	八・八	四、三六一、四九八	〇・八
北アメリカ洲				
アメリカ合衆國	二九、三三〇、〇〇〇	三・八五	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇・一三
メキシコ	四二、五三、五四〇	六・四		
南アメリカ洲				
アルゼンチン	一、七九五、三九三、〇七一	一・三	一六、三八〇、八三五	〇・一〇

國名	放送局數	電力數	面積	面積十電力當量	國名	放送局數	電力數	面積	面積十電力當量
亞細亞洲 (日本を含む) 日 本	五	六〇四、八五〇	六五、四〇〇	八九・五	瑞 西	八	二六三、三〇〇	四一、三九五	六五・三
滿洲洲	一	一八、四八〇	一、三〇三、一四三	一〇・六	瑞 西	九	三三、二五〇	五〇四、六七九	七・三
印 度	三	一一四、九〇〇	四、六八四、四七七	二・四	葡 萄 牙	一	七、〇〇〇	九、一五七	一・二
英 國	四	二五、〇〇〇	五三、四七	四・九	芬 蘭	九	一五、七〇〇	九三、〇七三	一・七
歐羅巴洲	三	一九七、〇〇〇	二四、三三三	四〇一・三	亞弗利加洲	一	二七〇、九五〇	三三八、二七	六・八
獨逸	三	一九五、七〇〇	五五、七〇〇	三〇〇・〇	南亞聯邦	三	六六、八〇〇	一、三三三、八九九	五・五
伊太利	三	五〇三、二五〇	三三〇、一九〇	一六二・三	北亞米利加洲	六	二四、一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二・四
蘇聯	六	一、八四三、三〇〇	一、七五、九〇〇	八・七	亞美利加洲	一	七、三三三、三六〇	七、八三九、三三七	四一・一
瑞典	三	三六、六〇〇	四八、九三三	一三・四	加 拿 大	六	二六八、六三三	九、五九九、六五八	二・八
諾威	一	三九、三〇〇	三三、五九九	一四・四	メキシコ	一	二六、七〇〇	一、九九九、三六五	八・〇
丁抹	三	七六、〇〇〇	四三、九九	一七・〇	南亞米利加洲	一	二五、六四七	一、九九九、三六五	八・〇

3. 放送無線電話

1. 放送局施設狀況

一九四一年末現在

國 別	市 内		市 外	
	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數	一年間總通話數	電話機一個當一日平均通話數
※智 利	一五八、五四六、六六六	六・五九	一〇、八一、三〇六	〇・三三
大 洋 洲	五六、一九四、三三七	二・四九	四、一七、三〇四	〇・一七
※ニユージランド			一五、五五六、九九八	〇・二二

(備考)
 一、國際電氣通信聯合事務局發行の一九三九年萬國電話統計に依る
 二、※印は一九三八年度とす
 三、一加入當一日平均通話數は電話機數にて除して算出したるものとす

國名	放送局數	電力數	面積	面積十電力當量	國名	放送局數	電力數	面積	面積十電力當量
アルゼンチン	五	五九二、二〇〇	二、七九七、二二三	二・二	大洋洲	二九	二九、三〇〇	七、七四〇、三九	二・八
ブラジル	六	三九、五〇〇	八、五二一、一八九	四・五	南美洲	二七	二一、五五五	二、六七、八四四	四・六
智利	六	一〇九、五〇〇	七四一、七六八	一四・八	南亞米利加洲	一			

(備考) 國際電氣通信聯合總局發行之放送局名錄第八版及第九版による

口、短波長及大電力放送局

國別	短波長放送局		大電力放送局	
	100キロワット以上	50キロワット以上	100キロワット以上	50キロワット以上
亞細亞洲 (外地を含む)	四	一	一	一
日 本	一	一	一	一
滿 洲	一	一	一	一
印 度	一	一	一	一
英 國	二	一	一	一
獨 逸	二	一	一	一
伊 太 利 邦	二	一	一	一
蘇 聯	二	一	一	一
南亞米利加洲	一	一	一	一

國別	短波長放送局		大電力放送局	
	100キロワット以上	50キロワット以上	100キロワット以上	50キロワット以上
埃 及	一	一	一	一
北亞米利加洲	一	一	一	一
アメリカ合衆國	一	一	一	一
加 奈 陀	一	一	一	一
メ ャ シ コ	一	一	一	一
南亞米利加洲	一	一	一	一
大 洋 洲	一	一	一	一
智 利	一	一	一	一
南 洋 洲	一	一	一	一
南 亞 米 利 加 洲	一	一	一	一

(備考) 前に同じ

二、聴取無線電話施設状況

國名	聴取者數	人口千	普及率	調査年月
亞細亞洲 (臺灣朝鮮を含まず)	六、六九二、五五〇	九一・五	一三	一九四〇年五月末
日 本	九、三三六	一五・七	二二	一九四〇年九月末
(臺灣)	二七、九九四	一一・二	二四	一九四〇年三月末
(朝鮮)	四、五七七	一一・六	三三	一九四〇年三月末
滿 洲	一〇八、八三三	〇・六	二八	一九四〇年七月末
印 度	二九、五四四	二・〇	二七	一九四〇年三月末
英 國	九、一三三、二〇〇	一九・八	五二	一九四〇年六月末
獨 逸	一五、一三四、〇五五	一九・一	六二	一九四〇年二月末
佛 蘭 西	五、一三三、〇三五	一三・二	一〇	一九四〇年三月末
伊 太 利 邦	一、六七四、五五六	三・〇	一七	一九四〇年三月末
蘇 聯	三、九八六、〇〇〇	三三・一	二〇	一九四〇年三月末
瑞 典	一、四七〇、三三五	三・一	二二	一九四〇年三月末
瑞 士	四、三六、三三二	一四・一	九	一九四〇年八月末
諾 威	九、五、九八八	三三・八	一	一九四〇年二月末
丹 麥	六、八、八八	一六・四	八	一九四〇年二月末
瑞 士	一、四、二九	一五・三	三	一九四〇年一月末
荷 蘭	七、四、二八二	四一・四	一六	一九四〇年一月末
芬 蘭	三、八、四三三	九・三	三三	一九四〇年三月末

國別	聽取者數	人口千 人當聽 取者數 順位	調查年月	國別	聽取者數	人口千 人當聽 取者數 順位	調查年月
亞非利加洲				南亞米利加洲			
南亞聯邦	二二,九四八	二九,六	一九二九年三月末	アルゼンチン	八七〇,〇〇〇	六七・一	一九二九年三月末
埃及	八六,四七七	五・二	一九二九年三月末	ブラジル	四六〇,〇〇〇	一〇・四	一九二九年三月末
北亞米利加洲				智利	一五〇,〇〇〇	三・〇	一九二九年三月末
アメリカ合衆國	二九,三九七,〇〇〇	二〇七・一	一九二九年三月末	大洋洲	一,一八五,一四三	一八・八	一九二九年三月末
加奈陀	一,三三〇,五〇六	一〇八・九	一九二九年三月末	濠洲聯邦	一,一八五,一四三	一八・八	一九二九年三月末
メキシコ	八七五,〇〇〇	四四・九	一九二九年三月末	ニュージーランド	三六〇,〇〇〇	二〇六・〇	一九二九年三月末

(備考) 前に同じ

① 累年統計

1. 電信

一、有線電信局所

年次	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦
一九三五	八,二四	一三,六三三	六二,九九三	四〇,〇六	一〇,九九三	三三,三九	三,五三	—	四,四九	九,二七
一九三六	八,九六	一三,七九三	六三,七二	四〇,四八	一〇,九九	三,六四	—	—	四,二五	九,六八
一九三七	一〇,五九	一三,六六	六三,三三	四〇,五〇	一〇,八六	三,七五	—	—	四,二一	九,三四
一九三八	一一,六九	一四,〇〇六	六六,六五	四〇,五九	一〇,九七	三,九四	—	—	四,三〇	九,三七
一九三九	一三,四一〇	—	—	—	一〇,六三	—	—	—	四,三八	—

(備考) 國際電氣通信聯合事務發行の萬國電信統計に依る

二、電信線延長

年次	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦
一九三五	二三五	二七	四六	一〇	二六	六〇〇	三〇	二,六〇	一〇〇	九
一九三六	二三〇	二五	三九	一六	二五	六〇〇	三	二,八五	一四〇	一〇
一九三七	二三四	二四	三九	一八	二五	六〇〇	三	二,三〇	一六〇	一〇
一九三八	二三三	二四	三七	二二	二五	六〇〇	三	二,三〇	一六五	一〇
一九三九	二三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(單位千哩)

(備考) 亞米利加電話電信會社發行の世界電話電信統計に依る

三、電報利用狀況

(單位千通)

年次	日 本	英 吉 利	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利	蘇 聯 邦	南 阿 聯 邦	アメリカ合衆國	ア ン チ ン	濠 洲 聯 邦
一九三五	五七、三五	五、四八	一六、七四	二八、〇三			六、六七〇	一七五、〇〇〇		一五、三三三
一九三六	五七、七三	五、八五	一七、一五	二八、六七			六、五九九	一七〇、〇〇〇		一六、〇三三
一九三七	六六、二八	五、六八	一六、八三	二八、一七			七、〇五五	二〇七、〇〇〇		一七、〇五五
一九三八	六六、四七	五、四八	二一、七〇	二七、五四			六、八七七	一九〇、〇〇〇		一七、七〇〇
一九三九	六六、〇四						六、八六三	一九五、〇〇〇		一七、九八八

(備考) 亞米利加電話電信會社發行の世界電話電信統計に依る

2. 電 話

一、有線電話局所

年次	日 本	英 吉 利	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利	蘇 聯 邦	南 阿 聯 邦	アメリカ合衆國	ア ン チ ン	濠 洲 聯 邦
一九三五	五、二〇六	五、五〇〇	六、九九一	二七、三三七		一〇、六九九	一、四四九	一九、一八五	一、〇三三	六、一七
一九三六	五、三九七	五、六二四	七、〇八九	二七、六〇一			一、四六三	一九、二〇〇	一、〇一五	六、一六六
一九三七	五、七五〇	五、六三三	七、〇九三	二七、八九九			一、五〇九	一九、二〇〇	一、〇一四	六、二三六
一九三八	六、〇六六	五、七二五	一〇、〇〇七	二八、二四三			一、五四七	一九、一五〇	一、〇二八	六、二九一
一九三九	六、五二一						一、六六三	一九、一四〇	一、〇四四	六、三三三

(備考) 國際電氣通信聯合事務局發行の萬國電話統計に依る

二、電話線延長

(單位千哩)

年次	日 本	英 吉 利	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利	蘇 聯 邦	南 阿 聯 邦	アメリカ合衆國	ア ン チ ン	濠 洲 聯 邦
一九三五	四、一八五	一三、四四	一六、〇〇〇	五、三九四	一、六〇〇	一、四〇〇	六〇〇	八七、二〇〇	一、三〇〇	二、五九九
一九三六	四、三九一	一三、一五〇	一六、四七〇	五、六〇三	一、六〇〇	一、五〇〇	六七七	八八、一〇〇	一、三七〇	二、六〇〇
一九三七	四、七三三	一四、〇八六	一七、〇三〇	五、八六一	一、六三一	一、五〇〇	七二一	九〇、八三二	一、四八〇	二、六七〇
一九三八	四、八六四	一五、一七一	一八、〇四五	六、〇一八	一、七六六	二、〇〇〇	八三一	九二、八五二	一、五九三	二、八三二
一九三九	五、〇三三	一六、三〇〇					九二七	九五、一五〇	一、七二八	二、九八八

(備考) 亞米利加電話電信會社發行の世界電話電信統計に依る

三、電話加入回線

年次	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦	世界總數
一九三五	八七〇	一、六三三	一、九二一	九二八	—	六九二	—	一〇三	一〇、〇四	二八九	三九六
一九三六	九四	一、七九四	二、〇五	九四六	—	—	—	一三	一〇、五三	三〇七	四一八
一九三七	九八二	一、九三〇	二、一五一	九八一	—	—	—	一四	一〇、八九五	三三四	四四〇
一九三八	一、〇〇六	二、〇四七	三、三七〇	一、〇〇一	—	—	—	一四	一一、一一一	三五九	四六五
一九三九	一、〇三四	—	—	—	四六五	—	—	一四	一一、四〇一	三六五	四八八

(備考) 國際電氣通信聯合事務局發行的萬國電話統計に依る

(單位千)

四、電話機

年次	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦	世界總數
一九三五	一、一三三	二、五一一	三、三七〇	一、四八一	五四四	八六一	一五〇	一七、四三四	三三七	五三	三五、〇三九
一九三六	一、一九七	二、七九三	三、四三一	一、四八二	五六一	九五〇	一六九	一八、四三三	三四八	五三	三七、〇九八
一九三七	一、三〇五	三、〇一〇	三、六二四	一、五五三	六〇一	九五〇	一九〇	一九、四五三	三七七	五九五	三九、二四五
一九三八	一、三三八	三、二二〇	四、一四六	一、五九〇	六一一	一、一七三	一九九	一九、九三三	四〇五	六三〇	四一、〇九〇
一九三九	一、四三三	三、三七八	四、三三七	—	六五〇	—	二〇、八三二	—	四三四	六六二	四二、六四三

(備考) 亞米利加電話電信會社發行的世界電話電信統計に依る

(單位千)

五、電話利用狀況

年次	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦
一九三五	四、三〇三	一、八五〇	二、四三四	九四	—	—	—	二五、〇〇〇	—	四六九
一九三六	四、七三三	二、〇〇〇	二、五三二	九一	—	—	—	二六、八〇〇	—	五四
一九三七	五、〇八二	二、一八六	二、七三三	九七	—	—	—	二八、三〇〇	—	五八
一九三八	五、三三九	二、二五五	三、六四〇	九七	—	—	—	二八、八〇〇	—	五九九
一九三九	五、八八六	—	—	—	—	—	—	三〇、三〇〇	—	六七

(備考) 前に同じ

(單位百萬通話)

3. 放送無線電話

一、放送局施設状況

年次	日本 (外地を含む)	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦
一九三六	三	一五	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八
一九三七	三	一六	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八
一九三八	四	一六	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八
一九三九	四	一六	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八
一九四〇	五	一三	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八
一九四一	五	一三	二七	二六	二五	二	七	六九九	三	八

(備考) 國際電氣通信聯合總局發行 of 放送局名別錄及增補版を基礎とし補足せるものとす

二、聴取無線電話施設状況

(單位千)

年次	日本 (外地を含む)	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	蘇聯邦	南阿聯邦	アメリカ合衆國	アルゼンチン	濠洲聯邦
一九三六	二、八七〇	七、九四一	八、一六八	三、二九	六五	三、二六四	一五	二四、三六	六五〇	八八七
一九三七	三、五九	八、四八〇	九、〇八七	四、一六四	七五	一	一八〇	二六、四二	一、〇九五	一、〇〇九
一九三八	四、一五三	八、九〇八	一、五〇三	四、七〇九	九六	一	二二	二八、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇三
一九三九	四、八六八	九、〇〇三	一四、四六七	五、三三〇	一、〇九〇	三、九六	二二	二八、七〇〇	一、一〇〇	一、一〇三
一九四〇	五、九四三	九、一三三	一四、九六五	五、一三三	一、四〇〇	一〇、五一	二二	二九、三九七	一、一〇〇	一、一〇三
一九四一	七、〇五七	九、一三三	一五、一三四	五、一三三	一、六五	三、九六	二二	二九、三九七	八七〇	一、一〇三

(備考) 前に同じ

附 録

電氣通信事業關係法人の概要

電氣通信事業關係法人の概要

一、國際電氣通信株式會社

イ、會社の設立

政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的で大正十四年日本無線電信株式會社法を制定し、之に據り日本無線電信株式會社を設立して對外無線電信設備の建設及維持に當らしめることとし、更に昭和七年別に國際電話株式會社の提供する設備を使用して對外無線電話業務を開始したのであるが、其の後の國際情勢の變化に對應して、對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を圖るの必要なるものがあつたのに鑑み、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て日本無線電信株式會社に必要な改正を加へ、昭和十三年三月十二日國際電話株式會社と合併し茲に國際電氣通信株式會社の成立を見るに至つたのである。

ロ、會社の目的

會社の主たる目的は我國對外電氣通信の設備及其の附屬

設備を爲し之を政府の用に供するにあつて、從來主として對外無線電信、無線電話を施設し來つたのであるが、今次支那事變の進展に伴ひ日滿支間を一體とした電氣通信網の整備擴充強化を必要とするに至つたので、昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て、會社は新に日滿支を連絡する有線電信、有線電話、寫眞電信等の對外電氣通信施設（國內通信に供用せらるゝ通信設備を含む）をも爲し得ることとなつた。

會社の從たる目的は外國に於ける電氣通信事業の經營及電信、電話の用品の製造、販賣乃至之等に對する投資等であつて、之等の事業は政府の命令又は其の認可に依り營むことが出来るのである。

尙會社は當分の内逓信大臣の認可を受け國內無線電話又は放送無線電話の設備事業をも營むことが出来ることになつてゐる。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本無線電信株式會社設立當時は二千萬圓であつたが、昭和十三年三月國際電話株式會社との合併

に依り五百萬圓を増加して二千五百萬圓となつてゐたが、更に昭和十五年七月東亞電氣通信網整備擴充を遂行するた

め五千五百萬圓を増加して現在八千萬圓である。その内譯は左の通りである。

區別	内			
	民間出資		政府出資	
區	計	新	計	舊
	(1) 公稱資本金 八〇,〇〇〇,〇〇〇圓 (一,六〇〇,〇〇〇株)	計	新	計
現物出資 三,三〇〇,〇〇〇圓 現金出資 二,六八〇,〇〇〇圓 計 四〇,〇〇〇,〇〇〇圓		現物出資 三,三〇〇,〇〇〇圓 現金出資 二,六八〇,〇〇〇圓 計 四〇,〇〇〇,〇〇〇圓	現物出資 二,三〇〇,〇〇〇圓 現金出資 三,五〇〇,〇〇〇圓 計 三六,二二六,〇〇〇圓	現物出資 四六,〇〇〇圓 現金出資 七,〇〇〇,四〇〇圓 計 八〇〇,〇〇〇圓
(2) 拂込資本金 五九,九三一,〇〇〇圓	計	新	計	舊
	現物出資 二,三〇〇,〇〇〇圓 現金出資 一,二〇六,〇〇〇圓 計 三,五〇六,〇〇〇圓	現物出資 二,三〇〇,〇〇〇圓 現金出資 一,二〇六,〇〇〇圓 計 三,五〇六,〇〇〇圓	現物出資 一,三六二,〇〇〇圓 現金出資 七,七八五,〇〇〇圓 計 九,一四七,〇〇〇圓	現物出資 三〇〇圓 現金出資 二二・五〇圓 計 三〇〇圓

政府株中二百三十萬圓(四萬六千株)は會社設立當時政

府所有の原ノ町及富岡の無線電信設備及當時計畫中の名古

に對する登録税を減額せられる。

(2) 會社の主たる目的とする電氣通信設備の建設及保守を爲す場合には電信線電話線建設條例が準用せられる。

二、會社事業の概要

一、無線施設

會社設備を使用して政府の開始した無線連絡は左の通である。

回路名	回路數	上記の中休
對外無線連絡	四七	一五
對外無線電信	一七	八
對外無線電話	一	
對外無線電話	三	
外地外國間	一	
對船航	三	
對外無線寫眞電信	五	
無線電信放送	四	
無線電話放送	一	

二、有線設備

東京名古屋間第二ケーブル、福岡安東間の日滿連絡

屋無線電信局の送受信所の敷地を現物出資したもので、三千五百二萬圓は今回整備擴充を計畫せられた大東亞電氣通信網の一環を爲すものとして、東京名古屋間及福岡鴨綠江流心間の無裝荷「ケーブル」並に其の附屬設備を政府より會社に現物出資したもので、右の内三千三百十八萬五千圓(六十六萬三千七百株)は通信事業特別會計の、又百八十三萬五千圓(三萬六千七百株)は朝鮮總督府特別會計の出資となつてゐる。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府に於て之を保證することが出来ることになつてゐる。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が一般拂込株金額の年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

- (1) 會社の通信「ケーブル」設備を以て營む事業に付ては昭和十五年一月一日より十年間所得税及營業收益税を免ぜられ、尙地方税も原則として免ぜられることになつてゐる。尙又政府の現物出資に因る資本の増加及其の目的物たる不動産に關する権利の取得

ケーブル並に其等の附屬設備一切を逓信省及朝鮮總督府より現物出資を受け昭和十五年七月二十日會社の手に依り業務開始すると共に直ちに有線通信網の新増設計畫の實施に着手し八ヶ年の豫定を以て内地上海間連絡ケーブル第二日滿連絡ケーブル等内地大陸を結ぶに必要とするケーブル並に名古屋福岡間の會社ケーブルに依る連絡を完成する事となつて居り既に名古屋大阪間約二〇〇軒の開通を見近く大阪松山間約三七〇軒の開通を見る豫定である。

三、在外施設

皇軍の海南島上陸以來會社は軍及關係方面の依頼に依り同島に於ける電氣通信施設の建設運營を爲しつゝある。

四、其の他

會社は東亞に於ける電氣通信の整備擴充を圖る爲め左の通り各關係會社に對して出資をなしてゐる。

- 蒙疆電氣通信設備株式會社
 - 舊 四〇、〇〇〇株
 - 新 一六〇、〇〇〇株
 - 計 二〇〇、〇〇〇株
 - (一株に付 舊五〇圓拂込)
 - (一株に付 新三二圓五〇拂込)
- 華北電信電話株式會社
 - 七九、八二〇株
 - (一株に付 五〇圓拂込)

本金額に對し一年百分の十二の割合を超過する場合は、該超過額の二分の一を報効金として政府に納付することになつてゐる。

へ、會社の組織

一、事務所

會社の主たる事務所を東京市に置き、大阪、京城、臺北に支社を福岡、パラオ及神戸に出張所を設けてゐる。

二、株主

株主は政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依つて設立した法人であつて、其の議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬しないものに限ることになつてゐる。

三、役員

取締役十五名以内、監査役四名以内を置き取締役及監査役は三百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、取締役中より社長一名、副社長一名、常務取締役四名以内を互選する。尙顧問若干名を置き得ることになつてゐる。

四、業務の執行

社長は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し副社長及常務取締役は社長を輔佐して會社の業務を掌理し、

- 華中電氣通信株式會社
 - 四〇、〇〇〇株
 - (一株に付 五〇圓拂込)
- 日本電信電話工事株式會社
 - 二一〇、〇〇〇株
 - (一株に付 二五圓拂込)
- 滿洲電信電話株式會社
 - 一〇、〇〇〇株
 - (一株に付 二五圓拂込)
- 廈門電氣通信株式會社
 - 五、六〇〇株
 - (一株に付 二五圓拂込)
- 臺灣通信工業株式會社
 - 一五、〇〇〇株
 - (一株に付 三五圓拂込)

ホ、會社に對する交付金及報効金

一、政府は會社の設備に對して左の交付金を會社に交付することになつてゐる。

- (1) 會社の無線設備を使用したときは電氣通信料金中本邦收得分に當るものに、電報に付ては百分の七十五、電話に付ては百分の九十を乗じた金額
 - (2) 會社の有線設備を使用したときは會社が該設備を政府の用に供するに要する經費の二分の一に當る金額及該設備を使用して政府の取扱つた電氣通信の修整料金に一定の割合を乗じた金額の合計額
- 二、會社は毎營業期に於て配當し得べき利益金額が拂込資

取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

ト、會社の監督

政府は會社の業務を監督し、之が爲必要な命令を發し又は電氣通信設備を爲すべきことを命ずることが出来る。又會社は取締役及監査役の選任及解任、定款の変更、利益金の處分併並解散に付政府の認可を受けることを要し、會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基く處分若は定款に違反し又は公益を害すると認められる場合は其の決議を取消し又は役員を解任することが出来る。尙監理官を置き其の業務を常時監視せしめ事業の適切な運行を期してゐる

二、日本電信電話工事株式會社

イ、會社の設立

從來逓信省に於ける電信電話工事請負の狀況は、各電氣通信機材製造會社の請負工事相互間に技術的連繫無く且責任の歸趨不分明で運行上屢々支障を來すのみならず、各製造會社に於ても不經濟な人的物的設備の重複を生ずるの止む無き状態であつたが、偶々逓信省に於て昭和十二年以降五箇年計畫に依る電信電話の大擴張工事の遂行上工事の合

理化經濟化を圖る爲請負工事範圍の擴張を行ふべき趨勢にあつたが、之が請負工事の合理的成果を期するには彼上の分業的請負制度の不合理性、不經濟性を排除し各社協力の下に單一の請負工事會社を設立するの要があり、又續つて我が國電氣通信機材の海外進出の跡を顧るに、各製造會社間に何等の連絡統制機關なく徒らに放任せられて居た結果大資本を有する歐米各國電氣通信機材製造會社の統制ある進出力に拮抗し得ず、されば可惜優秀な製造技術を有しながら諸外國の跳梁に委ね居る實情であつたので茲に統制ある海外進出機關を設立するの必要ある點に鑑み、昭和十二年四月本邦に於ける電氣通信機材製造會社たる日本電氣株式會社外十八社協議の結果本會社の設立を見たのである。因に本會社は商法に基く株式會社である。

ロ、會社の目的

- 會社の營業目的とする所は左の通りである。
(1) 電氣通信設備及其の附屬設備の建設工事の請負。
(2) 電氣通信に關聯する事業への投資。
(3) 外國に於ける電氣通信事業への投資經營、設備の建設及保守の請負、設備の貸付並に電氣通信用品の販賣
(4) 前各號に必要な一切の業務。

ハ、會社の資本金

會社の資本金は二千萬圓(一株五拾圓、四拾萬株、半額拂込済)で現在株主たる會社は三十六社である。

二、會社事業の概要

一、内地に於ける請負工事の實績

會社の既往に於ける主なる請負工事は殆んど逓信省及國際電氣通信株式會社との請負契約で左の如き多額に達し自動電話交換局開始又は改式に伴ふ線路、機械、宅内工事、長距離ケーブル施設及中繼所局内工事、航空、航路無線標識局又は氣象無線局新設工事等何れも工事の經濟化並に技術上の成果を擧げてゐる。

Table with 2 columns: 區別 (Area/Category) and 昭和十二年四月創立以降五ヶ年間の請負金額 (Total contract amount from April 1937 to April 1942). Rows include: 市内電話關係工事 (19,563,564), 電信及市外電話關係工事 (39,080,283), 無線關係工事 (11,008,891), and 合計 (69,652,738).

二、外地に於ける請負工事の實績

釜山、京城、咸興、嘉義各地自動電話局々内工事を始め臺灣朝鮮各地の市外電話ケーブルの施設航空航路標識無線電信設備工事其他軍の無線電信設備工事等昭和十三年度以降四ヶ年間に於て六百貳拾壹萬八千七百圓の右工事の主なるものは天津、張家口、大同、厚和、北京青島、上海、厦門、各地に於ける電話局、各地放送局、航空標識無線局の局内裝置工事並に大部分の建築工事、北京天津間搬送式市外ケーブル施設並に中繼所局内裝置及建築工事、上海南京間市外電話線路工事、蒙疆に於ける電信電話線路整備工事等である。

五、南方に對する進出

夙に海外販路の進展に考慮を拂ひ昭和十四年遠く南米ブラジルに進出し、私設電話工事の設計及所要機材の調達を爲し其他若干の通信機器の輸出販賣を行ひ更に十六年蘭印バタビヤに於ける市内電話改式工事の入札に參與し、尙同年泰國バンコック市内電話分局新設工事の引合を受ける等東亞共榮圈内南進の國是に對應し、本邦電氣通信技術の優秀性を宣傳する一方現地調査に努めつゝありしが既に十六年末に至りては泰國に於る前記工施行方決定せる外國に對する機材の販賣も漸次増加の趨勢となり尙十七年に於てはサイゴン市内電話分局新設工事の引合に對し工事の設計を爲しつゝあり又軍政下に於て工事部員を派遣する等事業關係領域を漸次擴大しつゝあるのである。

六、電氣通信に關聯する事業への投資

請負工事を施工した。

三、滿洲に於ける請負工事の實績

日滿直通無裝荷ケーブル中新京、奉天間の施設工事を始め各地間の長距離ケーブルの施設並に中繼所局内工事等大東亞通信網の確立に協力し昭和十三年度以降四ヶ年間に於て壹千六百七十二萬二千四百圓の請負工事を施工した。

四、支那に於ける請負工事及機材販賣の實績

支那に於ける電氣通信事業再建設の爲資材の提供、工事施工並に應急措置に關し關係方面より會社の進出を要望せられたので會社は資材並に工事能力の整備を行ふと共に關係各地に支店及出張所を置き其の使命の遂行に當つてゐるが戰時統制下の資材入手困難、輸送の梗塞にも關らず占領地域の治安確立に伴ひ請負工事額は昭和十二年以降五ヶ年間に二千七百五拾五萬八千九百八十三圓に達し、事變後の主なる電氣通信工事は殆んど會社の施工になる外、支那向電氣通信機材の統制販賣を行ひ以つて自由競争に基く粗悪品の進出を防止し常に安價で且優良な機材の迅速供給に努力し其の金額は昭和十二年以降五ヶ年間に四千二百拾四萬六千四百七拾七圓を數ふるに至つた。

會社が電氣通信に關聯する事業へ投資した金額は左の通りである。

區 別	拂込金額
蒙疆電氣通信設備株式會社	四、六〇〇、〇〇〇圓
華北電氣電話株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇
華中電氣通信株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇
北支那開發株式會社	三、五〇〇、〇〇〇
中支那振興株式會社	一〇、〇〇〇
國際電氣通信株式會社	六一八、九七五
臺灣通信工業株式會社	一四〇、〇〇〇
日本機械輸出振興株式會社	一、二五〇
船舶無線電氣電話株式會社	五七五、〇〇〇
合 計	一〇、九八〇、二二五

ホ、會社の組織

一、事務所 會社の主たる事務所を東京市に置き、北京、上海、張家口、新京に支店を大阪、京城、臺北、天津に出張所を設けてゐる。

二、株 主

株主は帝國臣民又は帝國法令に依り設立した法人であつて其の議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬しな

いものに限ることになつてゐる。

三、役員

取締役十一名以内監査役三名以内を置き、取締役及監査役は百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任する尙取締役の互選により取締役會長一名常務取締役二名以内を置くことになつてゐる。

四、業務の執行

取締役會長は取締役會を統理し常務取締役は會社の常務を掌理し取締役會長事故ある時は之れを代理する尙取締役會は取締役を以て組織し會社業務の重要事項を議決することになつてゐる。

三、電信協會

イ、協會の沿革、目的及び其の特色

一、沿革

明治二十五年十一月十二日、時の電務局長若宮正晋氏及び淺野應輔氏等四十餘名が交詢社に會し、本邦電信事業の發達改善を圖る目的を以つて電信協會なる會員組織による機關を設け、事業の發展に資する意見を發表することを協議し、同年十二月三日、之が成立を見、翌年一

二、目的

(1) 電氣通信事業に關する學術、技藝、及び法理を講究する事。(2) 電氣通信事業の擴張整備方法を講究する事。(3) 電氣通信技術員を養成する事。

三、特色

電信専門の最も權威ある民間協會であつて、斯業界に於ける本邦最古唯一の協會である。創立以來五十年を閱みし、協會經營の無線電信講習所卒業生は全國船舶無線技術者の絶對的大多數を占めて居る。

ロ、協會業務の概要

一、明治二十六年一月以來、電信協會々誌を發行し、又講習會、研究會を開催し、研究事項の講究發表をして居る。

二、大正八年二月、官民の要望に基き、船舶業者等より寄附金四十萬圓を得て、電信協會管理の無線電信講習所を設立してより以來、無線通信士の養成に傾倒し、之れを通信界に送り出す事無慮七千に及んだが、昭和十七年四月、國策に順應して、講習所的一切を舉げて國家に寄附し無線報國の誠を盡した事は前述の通りである。

三、事業上有益な參考資料を蒐集し、有益な圖書を刊行

月十五日には機關雜誌「電信協會會誌」を發刊し、會員に頒布し意見の發表及び事業上參考記事を掲載して事業の發達に資し、爾來協會員數の増加と資金の充實に伴ひ講習會、電信協議會等を時々開催し、事業上有益なる圖書を出版し、又内外の事業功勞者を慰勞する等に盡力して居たのであるが、大正四年六月、無線電信法が公布せられ、無線電信の私設の途が拓かれると共に、民間に於いて一二無線技術者養成機關が設立せられた處、其後第一次歐洲大戰後の海運界の活況に伴ひ、無線技術者の需要急激に増加し、養成機關の擴充が要望せられるに至つたので、之等既設養成機關の事業を繼承統一して、本協會に於いて經營する事に決し、之れを機として組織を社團法人に改め大正七年九月二十五日逓信大臣の許可を受けて今日に至つた。然るに昨昭和十六年十二月大東亞戰勃發し、今十七年三月、逓信省に於いて官立無線電信講習所設立の運となると共に當協會の無線電信講習所を政府へ移管方の交渉あり、時局と事業の性質に鑑み協會は欣然應諾して諸設備の一切を舉げて政府に寄附する事となり、十七年四月一日、全部の引繼を了し、かくて電信協會の事業中から講習所經營業務は逓信省の手に移るに至つた。

して居る。

- 四、事業功勞者を表彰して居る。
- 五、協會の資産は、會費、寄附財産、及び其の他の收入より成るもので、昭和十七年三月三十一日現在、講習所移管後の資産は約拾貳萬貳千圓である。

ハ、業務の機關及び組織並に業務の執行

一、機關及び組織

- (1) 事務所 東京市
- (2) 會員 會員は之を分ちて名譽會員及び普通會員とする。名譽會員は商議員會の決議に基く會長の推薦に依り、又通常會員は商議員會の決議に基く會長の承諾に依り其の資格を有するもので、通常會員は會費として年額三圓を納附する事になつて居る。昭和十七年三月三十一日現在の會員數は二千一百二十六名である。
- (3) 役員 會長一名、主理六名以上十五名以下。監事二名、商議員若干名を置き、會長、主理及び監事は商議員中より之を互選し、又商議員は東京府下在住の會員中より之を選挙する事になつて居る。
- (4) 機關誌 電信協會々誌を以つて機關誌として居る。

二、業務の執行

- (1) 會長は協會を代表し、且つ會務を統括する。

- (2) 主理は會長を補佐する。
- (3) 商議員は商議會に於いて重要な會務を審議する。猶ほ會長及び主理は、協會の理事とせられ、理事は別段の規定ある場合を除くの外、總會の決議を経ずして、必要な會務の處理を爲し得る事になつて居る。

四、日本放送協會

イ、協會の設立

本邦内地の放送事業は大正十三年十一月二十九日社団法人東京放送局、翌十四年一月十日社団法人名古屋放送局、同年二月二十八日社団法人大阪放送局と順次設立並に施設の許可を與へられ、爾來三者相駢んで其の業務を遂行しつゝあつたが、放送事業は一經營主體を以て之に當るを公益上並に事業の發展上最も妥當と認め、大正十五年八月六日社団法人日本放送協會の設立を許可され、同月二十日右三人を解散し、其の業務を協會が繼承して今日に至つたのである。

ロ、協會の目的

協會は主務官廳に依り認可せられた無線電話放送事業其の他の無線電氣通信事業を經營し且無線電氣通信の進歩發

達を圖るを主たる目的とするが、尙昭和十七年九月一日公布せられた有線放送に關する法規は其の法的根據を無線電信法に置き、之が運用は協會に於て行ふことになつた。又協會は主たる目的に附帶する事業を經營し、主たる目的の事業經營に必要な他の事業に出資し得ることになつてゐる。

ハ、協會事業の概要

協會は内地、樺太、南洋群島に於ける放送事業を獨占的に運営してゐるが、其の事業の概要に付ては第二編電氣通信事業の沿革及現況中放送無線電話の項(一二七頁)を参照ありたい。

ニ、協會の組織

一、事務所

協會の主たる事務所を東京市に置き、大阪名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌には地方の事務執行機關たる中央放送局を設けてゐる。

二、會員

會員は會長の承認を経た上一口(金二百圓)以上の出資金を完納し會員名簿に登録せられて其の資格を生ずるものである。昭和十七年三月三十一日現在の會員數は五

千四百二十一名で、出資口數は六千七百九十六である。

三、役員

理事二十五名以内、監事五名以内を置き、尙總裁副總裁各一名及顧問若干名を推薦することが出来る。理事は互選に依り會長及事務理事各一名、常務理事三名以内を定めることになつてゐる。

四、業務の執行

協會の重要事項は理事を以て組織される理事會で之を議定し、會長は協會の業務を總理し、協會を代表する又専務理事は會長の輔佐及業務の掌理を爲し、常務理事は會長の定むる所に依り業務を分擔することになつてゐる。

ホ、協會の監督

放送監督に關する事務は従來逓信省の所管であつたが昭和十五年末情報局の新設に伴ひ、放送事項に關する指導取締に關する事務は情報局に移管せられ委管事務に關聯ある役員に關する人事、理事會の決議事項、事業計畫及收支豫算等に關する事項は逓信省及情報局の共管となり、放送無線電話の施設關係其の他聴取者の普及開發等に關する事務は従來逓信省の所管となつて居る。

五、同盟通信社

イ、通信社の成立

國際宣傳思想戰の趨勢に鑑み、我が通信自主權を確立すると共に對外報道の重要使命を完全に遂行するに足る實力と信用とを具備する一大國家的通信社を設立することは國家的重要時務として朝野多年の要望であつたが、昭和十年七月全國有力新聞社、通信社並に日本放送協會が相寄つて社團法人同盟通信社を設立することとなり選信、外務兩大臣の許可を得、昭和十一年一月一日新聞聯合社の事業一切を繼承して業務を開始し、同年六月一日日本電報通信社の通信業務をも繼承して茲に我國唯一の強力通信社の出現を見るに至つた。夙に斯る國家的通信社の成立を見た事は支那事變、大東亞戰爭に際し我が國の思想宣傳戰を著しく強力ならしむるを得たのであつた。

ロ、通信社の目的

國の内外に正確迅速なる報道を普及徹底し、新聞と表裏一體の關係の下に内に公正なる輿論を作興すると共に、外に日本の眞意と實相を知らしむるため、内外の「ニュース」を蒐集編輯し、電信、電話、無線電信、無線電話其他の通信方法により迅速、適確にこれを社員（社員に就ては別項組織の部参照）並に海外の通信社及新聞社に通報するの事

業を經營することを目的とする。
尙又左の附帶事業を行ひ又は之に出資を爲すを得ることになつてゐる。

- (1) 新聞社に非ざる社員外の者に同盟通信社の蒐集に係る「ニュース」の供給
- (2) 廣告の取次
- (3) 「ニュース」寫眞及其の製版の供給
- (4) 通信社の事業に關聯する圖書雜誌の出版
- (5) 其他理事會に於て通信社の目的を達成する爲め必要と認めたる事業。

ハ、通信社の資産

資産は寄附財産、社員の入社金並に社費、事業收入、雑收入及其他の財産よりなる。

ニ、通信社事業の概要

- 一、内外「ニュース」の集散中樞機關として對内的には中央から地方へ、地方から中央へと「ニュース」を交流する通信網を整へ對外的には日本から世界各國へ、世界各國から日本へと「ニュース」を交流する世界通信網を張つて其の使命の達成に努めてゐる。
- 二、内地、朝鮮、臺灣、滿洲の「ニュース」交流の爲めに北は札幌、小樽、南は鹿兒島更に朝鮮から新京に延びる

た記者及技術者の數は數百名に上つてゐる。

總延長六千七百キロに上る長距離電話及び東京本社から無線で發信される短波を全國主要都市（現在四十二ヶ所）で同時に受信する國內無線同報電報及び豫約電話、電報を晝夜間斷なく利用して東京本社より中央のニュース及び内外より本社に集るニュースを地方に送る一方、地方よりのニュースは七支社四十六支局及通信員を通じて逸早く本社に集中される。

三、東亞の各地域、支那、南方との「ニュース」交流は支那事變及び大東亞戰爭後特に重要となつてゐるが、現在これら地方に對しては英語（昭和十七年十月十五日現在放送回數一日一〇回語數合計五、六〇〇語）華文（同九回六、二〇〇語）羅馬字同三一回五七〇〇語）に依り對外放送電報を選信省の大無線局を通じて放送し此等各地新聞、放送局に「ニュース」を供給して民衆の大東亞共榮圈建設への協力を積極化するに貢献してゐる。支那に於ける三總局二十二支局、南方に於ける一總局二十八支局十二通信部十野戰支局は放送電報の受信供給の一方、戰局、建設其他生起する問題を詳細本社に送信し、このため東京本社、上海、北京、新京、西貢間に特設無線電信を以て大東亞各地間に殆んどノータイムで「ニュース」を送受を行つてゐる。また支那事變及大東亞戰爭に特派し

た記者及技術者の數は數百名に上つてゐる。
四、海外「ニュース」の蒐集に就ては從來世界の代表的通信社二十八社と特約し、それ等が蒐集する「ニュース」を利用する一方歐米各主要地に十八支局と六通信員を置いて「ニュース」蒐集に當つてゐるが、大東亞戰爭後敵性國に在る支局は閉鎖の止むなきに至り、代つてチニリツヒ・リスボン・イスタンブール等の支局が増強せられ日本より海外に對しては選信省大無線局を経て、英語（昭和十七年十月十五日現在放送回數一日歐洲向五回語數合計二、五〇〇語）米洲向五回語數合計二、五〇〇語）佛語（同歐洲向三回一、〇〇〇語）西班牙語（同南米向四回八〇〇語）の各國語に依る放送電信を以つて日本の主張出來事を全世界に打電しこれによつて日本を正しく理解させることに努め、殊に大東亞戰爭勃發後、日本の正しき立場と理念戰ふ日本の力強き姿、建設されゆく大東亞の眞相を世界に認識せしめるに萬全の努力を拂つて居る。前記放送電信は現在正式又は非公式に殆んど全世界の各國で受信され、獨伊等樞軸國通信社は勿論、英米にても受信され、我が大本營發表の輝しき戦果もこの放送により敵性國民にも強い感動を與へてゐる。

五、以上のほか昭和十二年七月無線時事通信社の無線放送

事業を繼承し、爾來日本から海上船舶に向つて放送される「ニュース」は悉く同盟通信社の手に依ることとなつてゐる。

六、同盟通信社が營む附帶事業の最重要なものは經濟通信及び寫眞通信であつて、經濟通信は「ニュース」の一部門として各新聞社や放送局に配布する外、同時にこれを銀行、會社、商店などの個人購讀者にも速報してゐる。寫眞通信は「ニュース」の通信網と並んで全國的、世界的の蒐集配給網を張り「ニュース」の一面として同一の目的に向つて努力してゐる。

ホ、通信社の組織

一、事務所

本社を東京市に置き、支社を大阪、名古屋、關門、福岡、京城、臺北、札幌及新京に、其の他國內及海外樞要地には總局又は支局を設け、更に重要地點には通信員又は特派員を配置してゐる。

二、社員

社員は我國に於て日刊新聞を發行する新聞社、社團法人日本放送協會及無線電信、無線電話に依る放送事業を經營する者とし、一定の條件の下に社員として加入し本社「ニュース」の頒布等を受けることが出来る。昭和十

七年十月十五日現在の社員數は百七である。

三、役員

所定の資格を有する者を理事とし、監事二名を置き、理事の過半数の同意に依り理事の中より推舉した學識經驗ある者（七名以内）の中よりの他の理事の過半数の同意を以て社長一名及常務理事四名以内を定める。

四、業務の執行

通信社の重要事項は社員總會又は社員の中より選任せられた代表者を以て組織される理事會で之を決定し、日常業務は理事會に於て選任せられた社長一名、常務理事四名によつて處理することとなつてゐる。之等常務役員は個々の新聞社又は放送協會に關係せず、殊に政黨政派に屬する事又は政治的社會的の實際運動に關係する事を禁じ、以て同盟通信社の不變性獨立性を確保して居る。

ハ、通信社の監督

社長、常務理事及常務監事並に理事會の會長、副會長の就職及解任、定款の變更に付ては政府の認可を受けしめ、社員總會、理事會の決議事項、毎年度事業計畫及收支豫算は之を報告せしめる。

六、電氣通信學會

イ、學會の設立

明治四十四年五月選省電氣試驗所内に専ら電信電話の學術技藝に關する智識の交換を爲す目的で第二部研究會を創設したのが本會の起源で、當時會員數僅かに五十名であつて毎週一回講演會を開催し、會長は當時の電氣試驗所長淺野應輔氏であつた。大正三年會名を「電信電話研究會」と改め、更に同六年電信電話學會と改め規則を改正して茲に本會の創立を見、同時に機關雜誌「電信電話學會雜誌」を發行することとなつたのである。昭和二年一月社團法人の認可を受け、爾來會員數の増加と資金の充實に伴ひ各地に支部を設立し、又電氣通信關係刊行物を發行し各種委員會を設置して電氣通信の發達に貢献し來つたが、昭和十二年一月電氣通信學會と改稱して今日に至つたのである。尙此の間昭和十二年十月各關係方面より設立資金の寄附を受け本會が設立者となつて財團法人電氣通信工學校を設立した。

次に昭和十六年十月電氣學會、照明學會及科學動員協會と聯合して電氣學術研究審議會を設置して電氣學術振興の體制を整へ又電氣通信協會及日本ラヂオ協會と共同にて電氣通信圖書館を設置し目下着々其内容の整備充實に努力中である。

ロ、學會の目的

學會は電氣通信に關する學術技藝の攻究、智識の交換を爲し且之に關する事業の振興を圖るをその目的とし、之が目的を達成する爲め講演を爲し雜誌及圖書を發行頒布し其の他適當なる事業を營む。

ハ、學會事業の概要

一、刊行物

電氣通信學會雜誌（月刊）、海外通信工學（月刊）及英文日本電氣通信工學（年四回）の外に通信工學ポケットブック、通信工學術語集及通信工學通俗叢書等の發行をしてゐる。

二、支部設置

従來大阪、新京、仙臺、京城、名古屋、札幌、廣島、福岡、臺北の各地に支部を置いてゐたのであるが、昭和十七年四月東京に東京支部を設置した。

三、各種委員會

電氣通信に關する各種委員會即ち電氣通信技術振興、電氣通信用品規格調査、通信機器國産化、電氣通信標準電蝕防止研究、テレビジョン調査、電氣通信用品物資換算率調査、通信機器磁器材料調査委員會等を設置し、夫々各種の調査研究に當つてゐる。

四、選奨に關する事項

電氣通信學術技藝に關し發明、研究又は著述を爲し其功績顯著な者及電氣通信事業に關し技術上の功績顯著な者に對し功績賞牌を贈呈し又卓越せる著述、優秀な論文に對し記念賞を贈呈其他有益な研究に對する研究費、補助、學術獎勵金の交付等を行つてゐる。

五、講演會、講習會

學術講演會、專門講習會、通俗講演會等を東京に於て開催、尙地方に於ても時々地方巡迴講演會を開催し、又電氣學會及照明學會と聯合の下に東京及地方交互に毎年二回聯合大會を開催してゐる。

二、學會の資産

學會の資産は入會金、會費、寄附金、學會の事業及び學會の財産から生ずる収益並に其の他の収入より成るもので昭和十七年三月三十一日現在の資産は二十八萬七千四百圓である。

ホ、學會の組織

一、事務所

學會の主たる事務所を東京市に置き、東京、大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、札幌、京城、臺灣、新京に支部を設けてゐる。

二、會 員

正員は電氣通信に關し高等の學術を修めた者又は其技術に熟達し相當の經歷を有するものとし、入會金(一圓)及會費(月額九十錢)を納付することになつてゐる。尙正員以外に名譽員、賛助員、事業維持員及准員を置くことになつてゐる。昭和十七年九月三十日現在の會員數は八千六百五十八名である。

三、役 員

會長一名、副會長二名、監事一名、幹事八名、評議員三十名を置き、會長及副會長を以て理事とする。會長は内地在住會員中より會員の投票により又副會長、監事、幹事及評議員十名は東京府及其隣接縣下在住會員より、評議員十名は上記地域外在住會員より會員の投票に依り選舉し他の十名は役員會の推薦する會員中より會長が指名委嘱することになつてゐる。

四、業務の執行

會長は學會を代表し且會務を統括し、副會長は會長を輔佐し幹事は庶務(二名)會計(二名)又は編輯(四名)の事務を掌ることになつてゐる。

七、電氣通信協會

會、技能表彰委員會並に通信機器國産化委員會とを設け鋭意調査研究し事業の振興生産擴充の推進に當つて居る。

イ、協會の沿革、目的及び特色

日支事變を契機とし、電氣通信機關の整備擴充と其の國産技術に依る諸般の政策を確立すると共に東亞大陸に於て國産通信機材と其の技術とを以て確固たる地盤を開發し進んでは海外發展の新市場獲得に我國工業の海外進出を誘導せんとし、之等對策の實行機關として昭和十三年五月二十日社團法人として本會の設立を見爾來電氣通信に關する事業の振興に寄與する目的の下に左の事業を營み現在に及んで居る。

- (1) 電氣通信工業の振興に關する調査
- (2) 通信機器及材料の海外進展の助長
- (3) 電氣通信に關する發明の獎勵
- (4) 電氣通信に關する特許の指導
- (5) 電氣通信に關する知識の普及
- (6) 關係文献の出版及び會誌の發行
- (7) 其の他協會の目的を達成する爲め必要と認むる事業

ロ、業務の概要

一、協會は事業目的の諸事項に對し事業委員會、特許委員會、特許助成委員會、輸出調査委員會、全波受信機調査委員會、編輯委員會、小形真空管型名附與委員會、特種電氣通信事業用鐵鋼配給委員會、南方電氣通信調査委員

二、本會諸事業の内特許ブル業務は漸次其の實效を擧げ小形真空管型名附與業務は開始以來真空管の規格化に努めつゝあり。尙外には昭和十四年以來泰國憲法祭記念博覽會の電氣通信機器の各社製品を綜合出陳し、本邦電氣通信文化の周知に努めつゝあつたが、本年は特に東亞共榮圈内の同國の動向に鑑み、電氣通信機材多數の綜合出品を行ひ、技術員を派遣し、同國始め中南亞細亞地方の電氣通信に關する諸事情の調査を爲し、又泰國技術官及技術研究生を招致養成し、或は南方電氣通信調査委員會を設置し南方電氣通信事情を詳査すると共に熱帶圏に於ける電氣通信機材に對する地域的特殊性の調査等將來の應急對策樹立の基礎資料の調査を行ふと共に國家的要請に基く製造工業に於ける生産擴充の對策として優秀技能者の表彰を行ひ、又電氣通信に關する知識の普及並に勞務需給對策の一端として東北關西九州各地方講演映畫會の開催、機關誌「電氣通信」の刊行「工務彙報」「電務年鑑」の刊行、「電話交換教科書」、「戰爭と電氣通信」の刊行再版出版等戰時下新事態に對する即應應勢の下に斯界

の爲め通信報國の誠を以て一意奮勵事に當り本會の使命を達成せんことを期して居る。

ハ、業務の機關及監督

會長は協會を代表し且つ會務を統括する。副會長は會長を輔佐し、常務理事は協會の常務を處理し、監事は業務執行の狀況及び會計を監査する。別に協會の重要事項は總會及び理事會に於て決定する。

協會は商工省の監督を受け、登記事項、監事の住所氏名の届出を爲すと共に毎年財産目録、一ケ年間の收支の計算業務の狀況、總會の決議事項、議事の狀況、社員數等の報告を爲して居る。尙協會事業の性質上選信省の外廓團體として殊に密接な關係に在り、常に選信省の指導監督を受けて居る。

二、協會の組織

一、事務所

協會の事務所を東京市に置いて居る。

二、會員

會員は之を分ちて通常會員及特別會員とする。尙名譽會員を置く事が出来る。會員は理事會の決議に基く會長の承認に依り其の資格を有するもので、會費として通常會員は年額金六圓、特別會員の會費は年額金百圓とし一口又は一

口以上を負擔することになつて居る。昭和十七年三月三十一日現在の特別會員數九十七名、通常會員數五百七十一名である。

三、役員

理事二十五名以内、監事五名以内、評議員若干名を置き尙總會の決議に依り總裁を推戴することが出来る。會長及副會長は理事の互選に依り之を定め、常務理事は理事會に於て推舉し、評議員會の承認を経て之を定める。

ハ、滿洲電信電話株式會社

イ、會社の設立

從來滿洲に於ける通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府（在來は支那政府）の經營にかゝり、同一地域に二個の同種事業相對立し、資本二重投下の弊害あるは勿論、制度及手續にも格段の相違がある等、諸種の事情は相俟て遺憾の點が尠くなかつた爲、公衆の不利不便は實に言語に絶するものがあり又他面滿洲國の治安維持、産業の開發並に文化及經濟の發展向上を促進せんとすれば、之等通信施設の擴張整備に俟たなければならぬので、日滿兩國政府は茲に鑑みる所あり

配當が年六分に達する迄政府の特株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なものを挙げれば左の通りである。

- (1) 會社の財産、所得及營業、會社の爲す登記及登録並に事業に要する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利

用、料金の徴收其の他事業經營上必要な事項に關しては、從來官營電氣通信事業に與へられたと同様の特權を享けてゐる。

ニ、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項一八九頁參照

ホ、會社の組織

一、事務所

會社は本社を新京に置き、大連、奉天、新京、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾、承德に管理局を東京に事務局を大阪及新潟に夫々事務所を設けてゐる。

二、株主

株主は日滿兩國の政府、公共團體若くは國民又は兩國の法令の何れかに依り設立した法人であつて、其の議決權の過半數が兩國の國民若は法人に屬するものに限ること

滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織たらしめるの急要を認め、昭和八年三月二十六日滿合辦會社に依る會社設立の協定を了し、同年八月三十一日本會社の設立を見るに至つたのである。

ロ、會社の目的

會社の主たる目的は關東州、南滿洲鐵道附屬地及滿洲國行政權の下にある地域に於て、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話其の他の電氣通信事業の經營を爲すに在る。但し鐵道及航空事業に附帶するもの並に官署及警備専用ものは含まない。

會社は日滿兩國政府の認可を受け、會社の主たる事業の外之に附帶する事業を營むことが出来るのである。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本國通貨一億圓で、これを二百萬株（一株五拾圓）に分ち、内五十五萬五千株（二千七百七十五萬圓）は日本國政府の、三十四萬五千株（一千七百二十五萬圓）は滿洲國政府の特株で残り百十萬株（五千五百萬圓）は一般民間株である。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益

になつてゐる。

三、役員

取締役六名監査役二名がある。之は日滿兩國国民の中から株主總會で選任された者が兩國政府の認可によつて就任するのであるが、取締役の中から互選によつて一名を總裁、一名を副總裁に、四名を理事とし、監査役中一名を監事としてゐる。

四、業務の執行

總裁は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し、副總裁は總裁を輔佐し且會社の經營に參與し、理事は總裁を輔佐し、且會社の業務を分掌し、監事は常時會社の業務を監査し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を決議することになつてゐる。

ハ、會社の監督

會社の毎營業年度の事業計畫、電氣通信に關する料金の決定及變更、業務協定の締結、電氣通信施設若は其の附屬設備に屬する物件の讓渡、取締役及監査役の選任及解任の決議等に付ては日滿兩國政府の認可を受けしめることになつてゐる。

九、蒙疆電氣通信設備株式會社

二百萬圓であつたが昭和十六年度に於て倍額増資をなし資本金二千四百萬圓である。その内譯は蒙古聯合自治政府の現物出資二百萬圓、蒙疆銀行八百萬圓、國際電氣通信株式會社八百萬圓、日本電信電話工事株式會社六百萬圓である。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍とし其の元利金支拂は蒙古聯合自治政府に於て保證することになつて居る。

會社の資金吸收上の便宜を考慮し増資、社債には特例を設けてあると共に株主の利益保護の爲蒙古聯合自治政府は年六分の配當保證をして居る。

尙會社の特典の主なるものを挙げれば左の通りである。
(1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す登記及登録並に會社の事業に要する物件に付ては租税その他一切の公課を免除せられる。

(2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用その他電氣通信設備の建設保守を爲すに必要な事項に關しては從來官營電氣通信事業に認められた所と同様の特權を享けてゐる。

二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項一九七頁参照

イ、會社の設立

會社は蒙疆聯合委員會の「電氣通信事業は其の經營を合理化する爲郵便事業と合同經營とし聯合委員會之に當るが優秀な技術と多額の資金を必要とする電氣通信設備に付ては主として日本の技術及資本に依存し、事業の健全な普及發達を圖るを必要とするので、蒙疆地域に於ける官營、省營民營の電氣通信設備を統一し、設備の合理化を圖ると共に之に民間資本をも加へて、内容の充實した經營體を組織し、之をして電氣通信設備及附屬設備の一元的提供を爲さしめるの方針」に依り、昭和十三年三月五日制定せられた蒙疆電氣通信設備株式會社法に基き同年三月五日設立せられたものであつて、本會社の特殊的使命と、本事業の公共的性質とに鑑み之を聯合委員會の特殊法人としたものである。

ロ、會社の目的

蒙疆地域に於て電氣通信設備及其の附屬設備を爲し、之を鐵道通信公衆通信及警備通信の用に供することを主たる目的とし尙蒙古聯合自治政府の認可を受け電氣通信に關する事業及之に對する投資をも爲し得られる。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は設立當時は日蒙折半出資で蒙疆法幣一千

一、昭和十三年八月には張家口局を、昭和十五年六月には大同局を夫々自動交換方式に變更して其の面目を一新し引續き昭和十七年四月には厚和局をも自動交換方式に變更した。

二、放送無線電話に關しては昭和十三年十一月張家口放送局に於ける既設一〇「ワット」小電力放送設備を五〇〇「ワット」放送設備に改良した。尙昭和十六年中には厚和放送局を五〇〇「ワット」に増強、昭和十七年三月には大同放送局をも開設した。

三、無線電信設備に關しては昭和十四年七月一日對東京の三「キロワット」を新設し、對奉天は五〇〇「ワット」を一「キロワット」に強化した。

ホ、會社の組織

一、事務所

會社の主たる事務所を張家口に置き東京、張家口、大同、厚和、包頭に出張所を張家口に無線通信所を設けてゐる。

二、役員

理事長一名、副理事長一名、常務理事二名、理事四名以内及監事三名以内を置き、之等の役員は總て株主總會に於て選任することになつてゐる。

三、業務の執行

理事長は會社を代表し、理事會の議長となり會社一切の業務を總理し、副理事長は理事長を輔佐し社務を掌理し、理事は理事長及副理事長を輔佐し社務を掌理し監事は社務を監査し理事會は理事長、副理事長及理事を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

へ、會社の監督

蒙古聯合自治政府は會社の業務に關し監督上必要な命令を爲し、又必要な電氣通信設備若は其の附屬設備を爲すことを命じ、會社の電氣通信設備若は附屬設備に屬する物件の讓渡又は擔保、理事長、理事及監事の選任及解任、定款の変更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議等に付ては蒙古聯合自治政府の認可を受けしめることになつてゐる。

一〇、華北電信電話株式會社

イ、會社の設立

日支事變を契機として、中國の更生及東亞の和平確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進行を見るに至つたが是等各般の施設の先驅たるべき電氣通信事業の統一整備と

ロ、會社の目的

會社は華北に於ける電氣通信の統合發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の施設及經營（放送無線電話事業を除く）
- (2) 電氣通信施設の貸付及受託保守
- (3) 電氣通信事業の受託管理
- (4) 前各號の事業に附帶する事業
- (5) 電氣通信に關係ある事業に對する投資
- (6) 其の他特に政府の認可を受けたる事業

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は國幣三千五百萬圓で、その内譯は臨時政府一千萬圓（内現物出資六百萬圓）、國際電氣通信株式會社三百九十九萬一千圓、日本電信電話工事株式會社、滿洲

電信電話株式會社各四百萬圓、北支那開發株式會社一千三百萬圓其の他九千萬圓である。會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴大され、社債権者は優先辨濟權を有する尙會社の使命に鑑み、政府其の他に對しては利益配當に關し差等を附し得るの便法がある。

尙會社の特典の主なものゝ挙げれば左の通りである。

- (1) 會社の財産、所得及營業、會社の爲す契約、登記及登録並會社の事業に要する物件に付ては租稅其の他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其の他通信事業經營に關し必要なる一切の特權を有す。

二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二〇一頁参照

ホ、會社の組織

一、事務所

會社の主たる事務所を北京に置き、北京、天津、青島、濟南、太原、徐州に總局を置き東京に出張所を設けてゐる

二、役員

取締役十二名以内及監査役三名以内を置き、取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より選任することに

なつてゐる。

尙取締役は總裁一名、副總裁一名及理事六名以内を互選することになつてゐる。

三、業務の執行

總裁は取締役會の議長となり且會社一切の業務を總理し、副總裁は總裁を輔佐し、理事は總裁を輔佐し、社務を分掌し、取締役會は取締役を以て組織し重要な社務を決議することになつてゐる。

一一、華中電氣通信株式會社

イ、會社の設立

今次事變に當り中支の電信電話は被害殊に甚大であつたが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上、電氣通信の復舊並に運營は一日も忽せに出来ない情勢なので、之が爲選信省より屢々電政要員を派遣し、又新會社の設立に到るまでの過渡期に於ては華中電信公司の名稱を以て國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對内對外通信及主要都市に於ける電信電話の復舊並に運營に當つてゐたのである。斯る間に華中電氣通信株式會社の設立準備も日本側の支援の下に著々進行し、中國維新政府の「華中電氣通信株式會社」關

スル件」に依り日支合辦の中國特殊法人として、昭和十三年七月三十一日其の設立を見るに至り、華中電信公司の施設及業務を繼承して同年八月一日より其の業務を開始したのである。

口、會社の目的

會社は中支那に於ける電氣通信事業を一元的に統制し、其の圓滿な發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の統制經營
- (2) 電氣通信施設の貸付
- (3) 前各號の事業に附帶する事業並に關係事業に對する投資

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は一千五百萬圓で、其の内譯は維新政府の現物出資五百萬圓、中支那振興株式會社六百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社二百萬圓である。

會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府の保證を受け得られる。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益

配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なものを挙げれば左の通りである。

- (1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約登記及登録並に事業の専用に供する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免除せられる。
- (2) 電氣通信設備の建設保守及業務の取扱等に關して必要な特權を付與せられる。

ニ、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支氣通信事業の概況の電項二〇九頁參照

ホ、會社の組織

一、事務所

會社の主たる事務所を上海に置き、上海、杭州、蘇州南京、漢口に營業所を、東京に出張所を設けてゐる。

二、役員

取締役五名以上及監査役二名以内を置き、取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より株主總會に於て選任することになつてゐる。尙取締役は社長一名、副社長一名及常務取締役三名を互選することになつてゐる。

三、業務の執行

社長は會社を代表し、取締役會の議長となり會社の業務を總理し、副社長は社長を輔佐し會社の經營に參與し常務取締役は社長を輔佐し社務を分掌することになつてゐる。尙取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

ヘ、會社の監督

政府は會社の事業に關し公益上必要な命令を爲し又其の設備に付き公益上必要な措置を爲し、會社の定款中重要事項の変更、社長及副社長の選任及解任、合併及解散の決議等に付ては政府の認可を受けしめることになつてゐる。

一一、廈門電氣通信株式會社

イ、會社の設立

今次事變に當り皇軍の廈門を占領するや南支福建大陸の關門を扼する同島の重要性に鑑み且對華僑工作の必要上當地方に於ける電氣通信施設の復舊及運營は一日も忽せにすべからざるを以て軍の委託を受け臺灣總督府より通信隊を派遣し軍の需要に應ずると共に過渡的に一般通信を取扱ひ居りたるが治安の回復及經濟の復興に伴ひ經營體の確立を

痛感するに及び日本側の支援の下に會社設立の準備着々進行し昭和十五年十一月廈門特別市市政府の「廈門電氣通信股份有限公司條例」に依り日支合辦の中國特殊法人として昭和十五年十一月十日其の設立を見るに至り從來臺灣總督府通信隊の運營に係る施設及業務を繼承して翌十一月十一日より其業務を開始したのである。

口、會社の目的

會社は廈門島及其附近に於ける電氣通信事業を一元的に統制し其圓滿なる發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の統制經營
- (2) 電氣通信施設の貸付
- (3) 前各號の事業に附帶する事業並に關係事業に對する投資

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は八十萬圓で其の内譯は中國側は廈門特別市市政府の三十二萬圓舊廈門電話公司の現物出資十萬圓で日本側は國際電氣通信株式會社の二十八萬圓福大公司の七萬圓及現物出資の三萬圓である。

會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄で其元本の償

還及利息の支拂に就き政府の保證を受け得られる事になつてゐる。尙會社は一般株主に對しては其利益を保護する爲利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

其他會社の特典の主なものとしては左の通である。

- (1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記及登録並に事業の専用に供する物件に對しては、租税其他一切の公課を免除せられる。
- (2) 電氣通信設備の建設、保守及業務の取扱等に關しては必要な特權を付與せられる。

二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二一九頁參照

ホ、會社の組織

一、事務所

會社の主たる事務所を厦門に置き東京及臺北に出張所を設けてゐる。

二、役員

取締役（董事）五名以上及監査役（監察人）二名以内を置き株主總會に於て十株以上を所有する株主中より選任する事になつてゐる。取締役は社長（董事長）一名常

務取締役（常務董事）一名を互選することになつてゐる。

三、業務の執行

社長は會社の業務を總理し取締役會の議長となり外部に對し會社を代表す。常務取締役は社長を輔佐して會社の業務を掌理し社長事故ある時は其職務を代行す。尙取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

ハ、會社の監督

厦門特別市市政府は會社の事業に關し公益上必要な命令を爲し又其の設備に就き公益上必要な措置を爲し、會社の定款中重要事項の變更取締役及監査役の選任及解任、合併及解散の決議等に就き政府の認可を受けしめる事になつてゐる。

一三、東亞電氣通信事務局

イ、事務局の開設

東亞に於ける政治經濟文化の強力なる紐帶である電氣通信の連帶業務の改善を圖り其の發達を期する目的を以て日本國電氣通信經營主管廳、蒙古聯合自治政府郵電總局、滿洲電信電話株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通

一、事務所

事務局は之を東京市に置くことになつてゐる。

二、職員

事務局は職員として局長、參事各一名及書記若干名を置き、局長及參事は電務局長に於て他の協定當事者と協議の上之を命免し、書記は局長に於て命免することになつてゐる。

二、事務局の費用

事務局の費用は各協定當事者に於て分擔することとなつてゐる。其の分擔割合は左の通である。

日本國電氣通信經營主管廳	五單位
蒙古聯合自治政府交通總局	一單位
滿洲電信電話株式會社	一單位
華北電信電話株式會社	一單位
華中電氣通信株式會社	一單位
厦門電氣通信株式會社	一單位

ホ、事務局の監督

事務局の事務及會計は各協定當事者の監督を受けるのであるが常務の監督は電務局長及他の協定當事者の互選に依る者一名が之に當ることとなつてゐる。

信株式會社及厦門電氣通信株式會社間に昭和十六年一月二十二日東亞電氣通信に關する業務協定が締結せられ右協定に基き四月一日東京に事務局が設置せられた。事務局は東亞電氣通信業務協定に關する庶務を掌り各企業者間の事務連絡を主とする媒介庶務機關であつて前記企業者に對する行政廳ではない。

ロ、事務局の職務

事務局は協定及附屬書に依り左の事務を行ふこととなつてゐる。

- 一、協定當事者間の各種連絡事務
- 二、會議に關する事務
- 三、電氣通信に關する書類、資料及定期刊行物の刊行
- 四、東亞電氣通信に關する記録の輯録及保存
- 五、其他電氣通信に關し協定當事者より委嘱せられたる事務

事務局では之等の事務を運行する必要上連絡通報紙として毎月三回「東亞電氣通信事務局報」を、又機關雜誌として「東亞電氣通信」を隔月に刊行し、加盟當事者其の他に配付してゐる。

ハ、事務局の組織

14.5
741

昭和十七年十二月廿五日印刷
昭和十七年十二月廿八日發行

遞信省

電務局業務課編纂

東京市深川區牡丹町一ノ七

印刷者 今井彦太郎

東京市深川區牡丹町一ノ七

印刷所 今井印刷所

電話深川(64)二〇三四番
二〇三五番

東東一二七號

終

